



<改定版>
第3次静岡県環境基本計画

策定 平成28年3月

(令和2年3月一部改定)

目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 改定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 第3次環境基本計画の成果と課題	1
(1) 第3次環境基本計画の環境指標の進捗状況	1
(2) 取組の成果と課題	2
4 近年の環境を巡る動き	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 日本の動向	2
(3) 近年制定・改正された主な法律や策定された主な計画	3
5 改定版第3次環境基本計画の位置付け	4
6 基本目標	5

第2章 環境の現状と課題

1 県勢の概要	6
(1) 位置、面積、地形等	6
(2) 人口	6
(3) 産業	6
(4) 地域の特徴	7
2 本県の環境を取り巻く情勢の変化	8
(1) 人口態様の変化	8
(2) 県民の意識や生活様式の変化	9
(3) 経済情勢の変化	10
3 私たちが直面している環境の危機	12
(1) 地球規模での環境への負荷	12
(2) 地球温暖化の危機	12
(3) 資源の浪費による危機	12
(4) 生物多様性の危機	13
4 本県の環境施策の現状と課題	15
(1) ライフスタイル・ビジネススタイル	15
(2) 低炭素社会	17

(3) 循環型社会	19
(4) 自然共生社会	22
第3章 環境施策の展開	
1 施策展開の基本的考え方	28
2 施策の方向性	29
3 施策の展開	30
I ライフスタイル、ビジネススタイルの変革	30
1 環境と経済の両立	30
2 環境にやさしい暮らし方の実践	34
II 低炭素社会に向けた取組	37
1 低炭素型の地域づくり（スマートコミュニティの形成）	37
2 未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立	40
3 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進	41
4 低炭素社会を担う人づくり	42
5 気候変動による影響への適応	43
III 循環型社会に向けた取組	44
1 循環資源の3Rの推進	44
2 廃棄物適正処理の推進	45
3 循環型社会を担う基盤づくり	48
4 森林資源の循環利用の促進	49
5 水循環の確保	50
IV 自然共生社会に向けた取組	52
1 生物多様性の確保	52
2 自然環境の保全	53
3 人と自然との関係を見つめ直す	56
4 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮	57
5 良好な生活環境の確保	59
第4章 計画の推進	
1 各主体に求められる役割	61
2 計画の推進体制	61
参考資料	63

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 改定の趣旨

静岡県環境基本計画は、静岡県環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

第3次静岡県環境基本計画は、地球温暖化の進行、資源の枯渇、生物多様性の損失などの環境問題や、環境・エネルギー対策で経済を浮揚させるといった近年の社会情勢を踏まえ、本県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにするとともに、県民や事業者、行政などのすべての主体が、「知っている」から「行動する」主体となって取り組むための基本的な方向性を示すことにより、持続可能な社会を実現することを目的として取組を進めてきました。しかし、策定以降、東日本大震災を契機としてエネルギー供給等の課題や中央新幹線等の大規模開発、PM2.5等の新たな大気汚染の顕在化など、私たちを取り巻く状況が大きく変化していることから、計画期間の中間年に見直しを行うこととしました。

2 計画の期間

平成28年度から令和3年度（2021年度）までの6年間とします。

（※平成30年3月に策定された「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」の計画期間との整合を図るため、令和2年3月に計画期間を1年延長した。）

3 第3次環境基本計画の成果と課題

第3次環境基本計画は、令和3年度までを期間とし、平成23年3月に策定され、本県のめざす3つの社会（4本の柱）を提示し、23の指標を設定して進行管理を行ってきました。

(i) 第3次環境基本計画の環境指標の進捗状況

（平成27年3月末現在）

区 分	指標数(達成状況区分別)						計
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	
I ライフスタイル・ビジネススタイルの変革		1	1	1			3
II 低炭素社会に向けた取組		2		2	1		5
III 循環型社会に向けた取組	4	1		2	1		8
IV 自然共生社会に向けた取組	1		2	3(2)	1		7(6)
計	5	4	3	8(7)	3		23(22)

※()は再掲指標を除いた数

【評価結果の見方】

A…目標の早期実現が可能 B⁺…現状値が目標設定時の推移の想定以上で、目標達成が見込まれる B…現状値から判断し、目標達成が見込まれる B⁻…現状値に遅れが見られるが、目標達成は可能と見込まれる C…目標達成に向け、より一層の推進を要する D…目標達成が困難

(2) 取組の成果と課題

詳細は第2章に記載しますが、区分ごとの取組の成果と課題について概括すると次のとおりです。順調に進んでいる分野がある一方で、より取組の強化が必要な分野もあり、新しい計画を策定し、新しい視点を取り入れて取組を進める必要があります。

区分	成果と課題	
I	成果	環境にやさしい行動や活動をしている県民の割合は 86.1%にまで達し、エコアクション 21 取得事業所数は全国 1 位となっています。
	課題	景気回復に伴う経済情勢の好転によるエネルギーや資源の消費量増加が見込まれ、より一層の取組が必要です。
II	成果	産業部門の二酸化炭素排出量の削減は進んでいます。
	課題	民生家庭部門、民生業務部門では、二酸化炭素排出量が増加傾向にあります。
III	成果	資源を大切にす、ごみを減らす、という意識が県民に広がったこともあり、1人1日あたりのごみ排出量は年々減少しています。
	課題	産業廃棄物の不法投棄は後を絶ちません。
IV	成果	自然とのふれあいを進めている県民が増えており、企業による森づくりへの参加も広がっています。
	課題	生物多様性に対する関心は高まっていません。

4 近年の環境を巡る動き

(1) 国際的な動向

- 平成 27 年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議が開催され、2020 年以降の温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。この協定は、歴史上初めて全ての国が参加する公平な合意であり、世界共通の長期目標を「産業革命前からの気温上昇を 2℃未満とする」などとしています。
- 現在、年間 40,000 種の生物が絶滅していると言われています。2014 年の生物多様性条約第 6 回締約国会議 (COP12) では、COP11 で合意した暫定目標をもとに、生物多様性分野に回る資源 (資金、人材、技術) の拡大を目指す「資源動員目標」が合意に至っています。2015 年为目标年となっている目標 10 (サンゴ礁等の脆弱な生態系への人為的な圧力の最小化) については、達成が困難な状況にあり、目標達成に向けて緊急で効果的な行動が必要であることが確認されています。

(2) 日本の動向

- 平成 27 年 4 月に発表された平成 25 年度のわが国の温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年度である平成 2 年度以降、2 番目に多い排出量になりました。政府は、平成 27 年 7 月、平成 32 年度以降の温室効果ガス削減目標案として、平成 42 年度に平成 25 年度比で 26%削減するとの約束草案を国連に提出しました。
- 平成 15 年度 (1,163g) から 25 年度 (972g : 外国人を含まない) までで 1 人 1 日あたりのごみの排出量は、約 16%減少しています。市町村単位では、最終処分場の確保が難しいケースも見られ、廃棄物の削減をより推進する必要があります。
- 「生物多様性国家戦略 2012-2020」は、平成 24 年 9 月に採択された、生物多様性基本法に基づき、生物多様性に関する今後 10 年間の世界目標（愛知目標）と、東日本大震災や人口減少の進展をはじめとした昨今の社会情勢を踏まえ策定されました。おおむね平成 32 年度までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性となる 5 つの基本戦略や戦略を実現していくための具体的な行動計画としての各種施策が記載されています。
- 2015 年 6 月、『日本再興戦略』改訂 2015 が閣議決定されました。その中のひとつである「改革 2020」プロジェクトには、「分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決」として、「再生可能エネルギー由来の CO₂ フリー水素の利用」と「革新的エネルギーマネジメントシステムの確立」を図るとしています。
- 平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) については、常時監視体制の整備を図っているところですが、平成 25 年度の環境基準達成率は、一般環境大気測定局で 16.1%、自動車排ガス測定局で 13.3%にとどまっています。

(3) 近年制定・改正された主な法律や策定された主な計画

(地球温暖化防止関係)

- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 平成24年 7 月
- ・エネルギー基本計画 平成26年 4 月閣議決定
- ・フロン排出抑制法 平成27年 4 月施行

(廃棄物、資源循環関係)

- ・公共建築物木材利用促進法 平成 22 年 10 月施行
- ・廃棄物処理法 (一部改正) 平成 26 年 6 月公布
- ・水循環基本法 平成 26 年 7 月施行
- ・雨水利用推進法 平成 26 年 5 月施行

(自然保護、自然ふれあい関係)

- ・生物多様性国家戦略 (2012-2020) 平成 24 年 9 月閣議決定
- ・鳥獣保護管理法 (一部改正) 平成 27 年 5 月施行

※上記記載の法律名は、通称です。

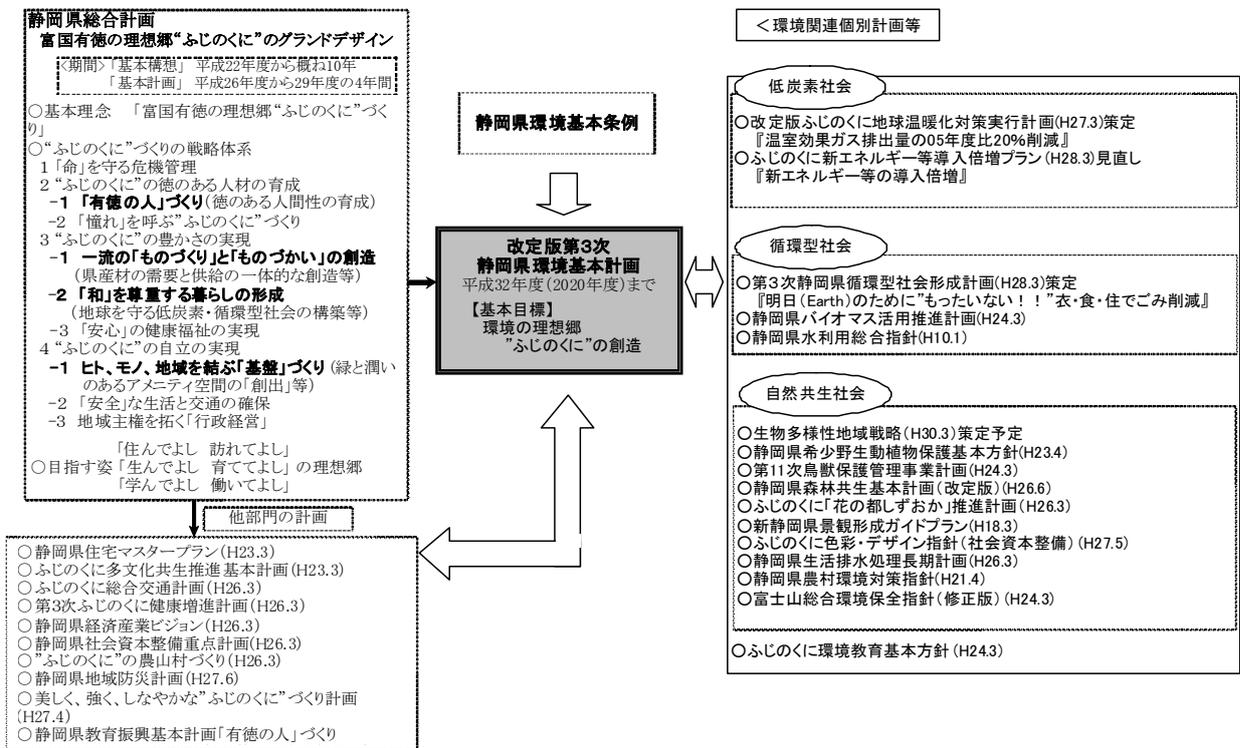
5 改定版第3次環境基本計画の位置付け

静岡県環境基本計画は、静岡県総合計画を環境の面から補完する環境部門の大綱として位置づけられます。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画や循環型社会形成計画等の環境の個別の計画は、環境基本計画の考え方を尊重して実施されます。

◆静岡県環境基本計画の位置付け◆

静岡県環境基本計画は、静岡県環境基本条例に基づき策定され、静岡県総合計画を環境面から補完する環境部門の大綱として位置付けられます。また、全ての環境関連個別計画等は、環境基本計画の趣旨を尊重し、その基本目標の実現のため実施・運用されます。



6 基本目標

環境の理想郷“ふじのくに”の創造 ～将来世代に引き継ごう「やすらぎと活力のある社会」～

環境は、富国徳の理想郷“ふじのくに”づくりの基盤となるものであり、この恵み豊かな自然環境を経済発展との両立を図りながら将来世代にも引き継ぐことができる持続可能な社会づくりが求められています。

このため、自然の恵みが享受でき、うるおいのある生活環境が守られている「やすらぎ」と盛んな経済活動による「活力」に満ち溢れた「環境の理想郷“ふじのくに”」の実現を基本目標とします。

日々の暮らしは自然の循環の大きな輪の中で成り立っており、その循環を絶やすことなく、次の世代に引き継ぐという思いを県民、事業者、行政などの全ての主体が共有し、環境の理想郷“ふじのくに”の実現に向け、取組を進めていきます。

この計画における『環境』とは

- 1 貴重な自然環境
富士山頂から駿河湾深層までの高低差約 6,000mに展開する自然
- 2 豊かな生活環境
柿田川湧水や、駿河湾や遠州灘の豊かな海に囲まれた生活環境
- 3 激変する地球環境問題
自然災害の激甚化や生態系、人の健康等への悪影響をもたらす気候変動、国境を超え拡散する大気汚染
- 4 公害を克服した環境の歴史
高度経済成長期に問題となっていた田子の浦港の水質汚濁や深刻な大気汚染等への取組

第2章 環境の現状と課題

ここでは、本県の環境の現状や問題点について、様々な分野ごとに概観し、今後、取り組むべき基本的な課題を明らかにします。

1 県勢の概要

(1) 位置、面積、地形等

本県は、我が国のほぼ中央に位置し、東西 155km、南北 118km、総面積 7,780km²で、全国国土面積の約 2% を占め、全国で 13 番目の広さをもっています。

県土の南側は、延長 506km にも及ぶ変化に富んだ海岸線で黒潮の流れる太平洋に面し、北側には日本のシンボル富士山や南アルプス連峰を擁し、駿河湾底から富士山頂まで 6,000m を超える、世界にも例がない高低差を有しています。

また、東側には山地と丘陵が大半を占める伊豆半島、西側には遠州灘につながる周囲 141km の汽水湖の浜名湖があり、更には、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が通るなど、本県は、日本の縮図といわれるほど複雑な地質と変化に富んだ地形を有し、優れた自然景観と豊富な動植物相を誇っています。

加えて、温暖な気候と豊富な降水量にも恵まれ、県土の 3 分の 2 を占める中山間地域は、緑豊かな森林で覆われ、森林でかん養された豊かな水は、狩野川、富士川、安倍川、大井川、天竜川などの河川となって太平洋に注いでいます。

(2) 人口

本県の総人口は、約 370 万人（平成 25 年度）で、全国人口の約 3% を占めており、都道府県の中では全国第 10 位となっています。

昭和 50 年頃までは、年平均 1% を超える伸びを示してきましたが、平成 20 年からは減少に転じています。総人口のうち、65 歳以上の人口の割合は約 25% で、すでに 40% を超えている自治体もあります。

また、世帯数に占める単身世帯や核家族世帯の割合が増えるなど、世帯の少人数化が進んでいます。

(3) 産業

本県の県内総生産は、15 兆 4,853 億円（平成 24 年度名目）で、国内総生産の約 3%（全国第 10 位：平成 23 年度）を占めています。※「平成 24 年度 静岡県 の県民経済計算（概要版）」より

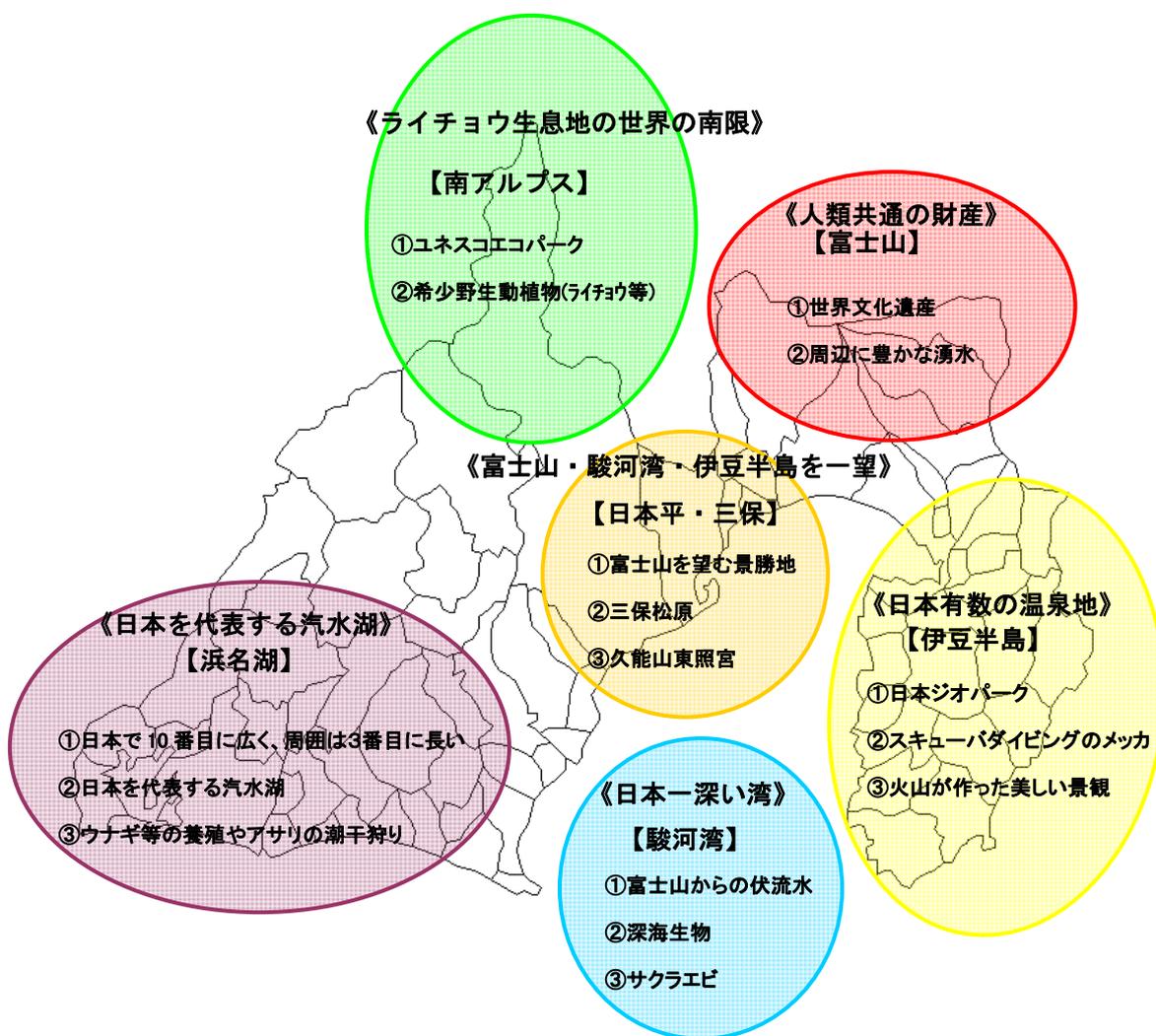
平成 25 年の工業製品の出荷額等は全国の 5.4% を占め、全国第 4 位に位置するなど、全国有数の“ものづくり県”です。製造業を地域別にみると、東部地域の電気機械、紙・パルプ、医薬品、輸送用機械、中部地域の電気機械、家具、水産加工品、西部地域の輸

送用機械、一般機械、楽器、繊維、最先端の光産業など、各地域に多彩な業種がバランス良く展開されています。

また、温暖な気候と恵み豊かな環境を生かして、県内各地で多彩な農水産物が生産され、生産品目数は全国でもトップクラスとなっているほか、四季を通じて多くの観光客が訪れる、屈指の観光県ともなっています。

(4) 地域の特徴

本県は、東西、南北に距離が長く、それぞれの地域に魅力的な自然環境や生活環境が存在します。地域ごとに、以下のような特徴があります。



2 本県の環境を取り巻く情勢の変化

(1) 人口態様の変化

本県の総人口は、平成 20 年以降減少に転じており、平成 32 年には約 360 万人、平成 42 年には 335 万人に減少すると予測されています。また、高齢化が進み、65 歳以上の老年人口は初めて 100 万人を超え、その割合は、平成 32 年には 30.2%、平成 42 年には 32.4% になると予想されています。さらに 75 歳以上の人口は 10 年間で 1.4 倍となり、その割合は、平成 42 年には 21.6% になると予測されています。※国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推移人口

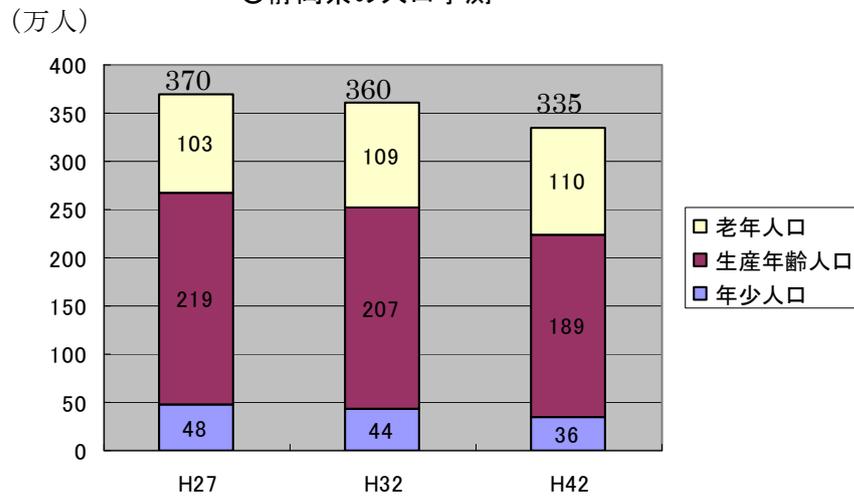
総人口の減少は、一般に環境への負荷の総量を減少させる効果があると考えられていますが、一人当たりの資源・エネルギー利用が増加していけば、相殺されてしまいます。世帯を構成する人数が少ないほど 1 人当たりのエネルギー消費量は増加するため、本県における世帯数に占める単身世帯などの少人数世帯の割合の増加は、エネルギー消費量を増加させている大きな要因となっています。

また、少子高齢化の進行に伴う市場の縮小や生産年齢人口の減少による経済活動の停滞も懸念されており、環境関連技術の進歩や環境ビジネスの発展に影響が出る可能性も指摘されています。

人口の地域分布に目を移すと、高度成長期に比べれば穏やかにはなりましたが、中山間地域などの過疎化と都市部への人口集中が、産業構造の変化や都市型の生活環境の指向などを背景に、引き続き進行しています。

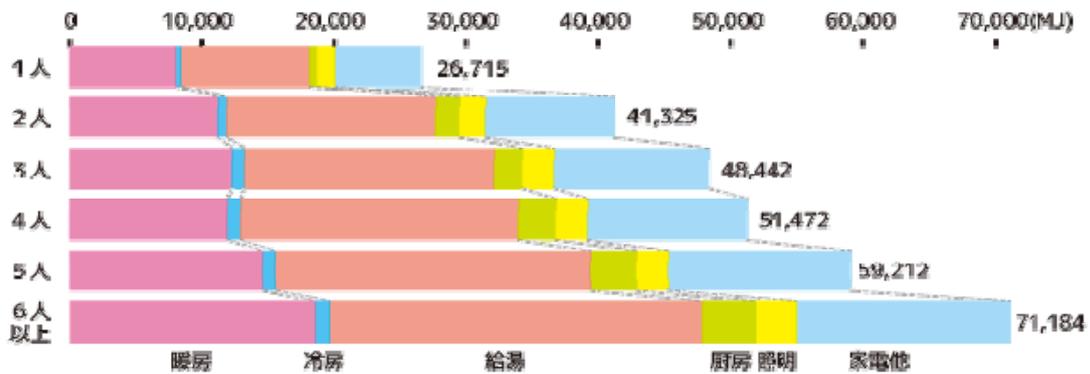
過疎地域では、産業構造の変化ともあいまって、農林水産業の担い手の高齢化や減少により、森林や農山漁村空間が有する生物多様性の確保や国土の保全などの多面的機能の低下が懸念されます。他方、都市部の人口集中地区では、ヒートアイランド現象のほか、廃棄物処理量の増加、自動車による大気汚染や騒音の増大、生活排水による水質悪化など、生活環境への影響が心配されます。

○静岡県の人口予測



(資料)「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

○世帯人数別年間エネルギー消費量(戸建)



出所：資源エネルギー庁委託調査 株式会社三菱総合研究所
「平成24年度エネルギー消費状況調査(民生部門エネルギー実態調査)」より作成

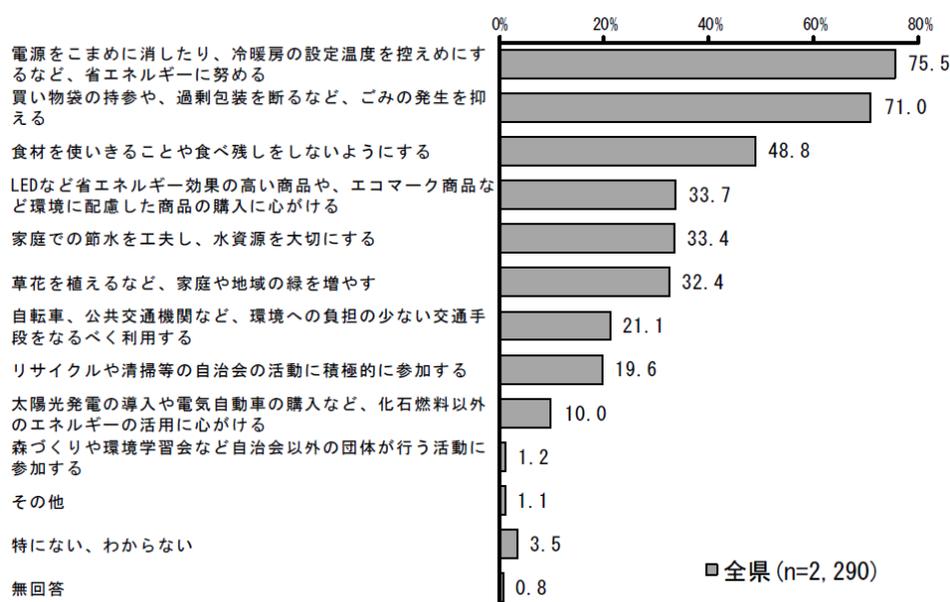
(資料) 資源エネルギー庁

(2) 県民の意識や生活様式の変化

平成26年度の同調査では、環境の保全について、日常生活の習慣になっていることや普段心がけていることは何ですか(複数回答)という設問に対し、「電気機器の電源をこまめに消すことや冷暖房の設定温度に注意するなど、省エネルギーに努める」が75.5%、「買い物袋の持参や過剰包装を断るなど、ごみの発生を抑える」が71.0%と、普段から環境を意識して生活している県民の割合が高いことがうかがえます。

一方で、平成 25 年度の環境省の「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」によれば、家庭ごみにおける容器包装廃棄物が容積比率で 53.2%、湿重量比率では 21.3%を占めるなど、まだ取組の余地があると考えられます。また、温室効果ガスの排出量の面からは、家電の省エネ化が進んでも、家電の保有台数の増加や、温水便座や衣類乾燥機などの新しい家電の普及は、世帯のエネルギー消費を進めることから、各家庭での一層の省エネへの取組が必要です。

○環境を守るために、普段心がけていること(該当するものすべて)



(資料) 平成 26 年度県政世論調査(静岡県)

(3) 経済情勢の変化

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれ以前から世界経済の減速の影響により、日本経済は低迷を続けてきましたが、デフレ脱却・経済再生が進められてきた結果、マクロ経済環境が大きく転換し、企業や家計のマインドが改善してきました。途中、平成 26 年 4 月に実施された消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受け大きく変動したものの、現在もなお景気は緩やかに回復基調が続いており、およそ四半世紀ぶりとなる良好な経済状況となっています。

一方で、円安が進んだ影響により上昇した原材料・仕入単価を販売価格に転嫁できない中小企業の採算は依然として厳しい状況にあり、日本経済全体が回復するまでには至っていません。

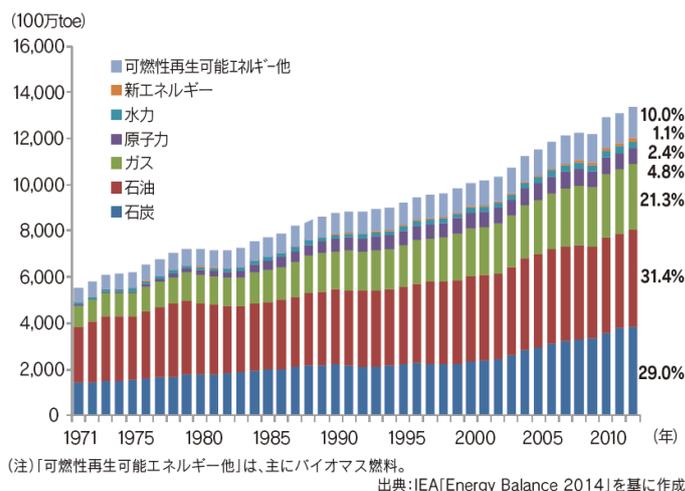
従来、環境保全の取組が経済活動の基盤となってきましたが、近年、世の中の注目は、「環境」よりも「経済」状況の改善に向けられ、環境保全の取組が、経済や社会の持続的な発展の必要条件であるという意識が低下しているように思われます。今現在も、直

面する環境問題の解決は世界共通の課題であり、温室効果ガスの排出削減のための再生可能エネルギー導入など、環境・エネルギー分野は、今後極めて大きな需要の拡大と雇用の創出が見込まれる成長分野であるとの位置付けに変わりはありません。

世の中を取り巻く情勢に大きな変化がありましたが、引き続き、環境対策に取り組むことが経済や社会の持続的発展を支え、発展の原動力となるという視点に立ち、環境と経済をともに向上・発展させる取組を進めることが重要です。

○世界のエネルギー消費量の推移

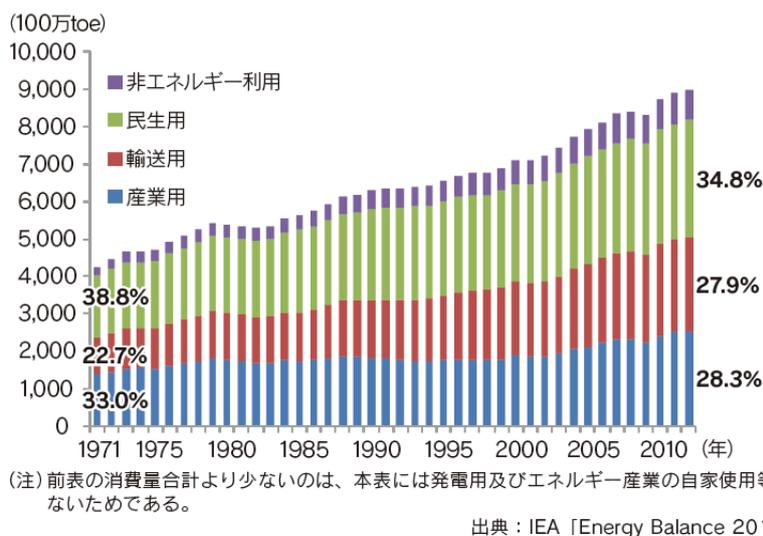
【第221-1-2】世界のエネルギー消費量の推移(エネルギー源別、一次エネルギー)



(資料)資源エネルギー庁

○世界のエネルギー需要の推移

【第221-1-3】世界のエネルギー需要の推移(部門別、最終エネルギー)



(資料)資源エネルギー庁

3 私たちが直面している環境の危機

(1) 地球規模での環境への負荷

私たちの生産活動や消費活動は、温室効果ガスや廃棄物の排出などにより環境に負荷を与えています。2011年に70億人に達した世界の人口は、2050年には96億人を超えると考えられ、21世紀末までに100億人を超える可能性が出てきました。さらに、開発途上地域における急激な都市化による生活様式の変化などによる環境への悪影響が懸念されています。私たちが直面している危機を地球温暖化、資源、生物多様性の3つの側面から見てみます。

(2) 地球温暖化の危機

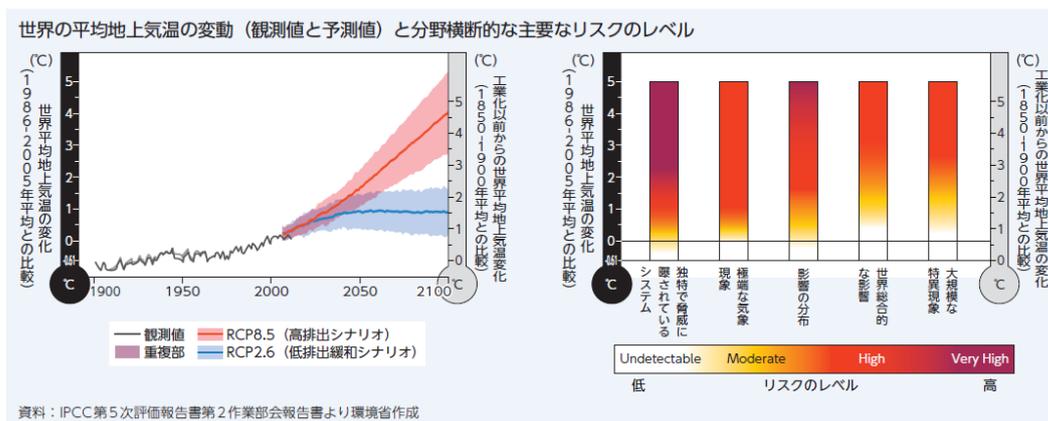
「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第5次評価報告書によると、地球温暖化は疑う余地がなく、その要因が人間活動によるものと科学的にほぼ断定しています。

また、大気中の二酸化炭素濃度は過去80万年間で前例のない水準まで上昇し、世界の平均気温は1880年から2012年までの期間にかけて0.85℃上昇しているとしています。

今後、追加的な対策を行わなかった場合、21世紀末における世界の平均気温は、産業革命前と比べて最大で4.8℃上昇すると予測されるなど、地球温暖化の傾向はますます鮮明になってきています。

未来に恵み豊かな環境を継承していくためには、温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」に向けた取組が求められています。

○ 世界の平均地上気温の変動



(資料)平成26年環境白書(環境省)

(3) 資源の浪費による危機

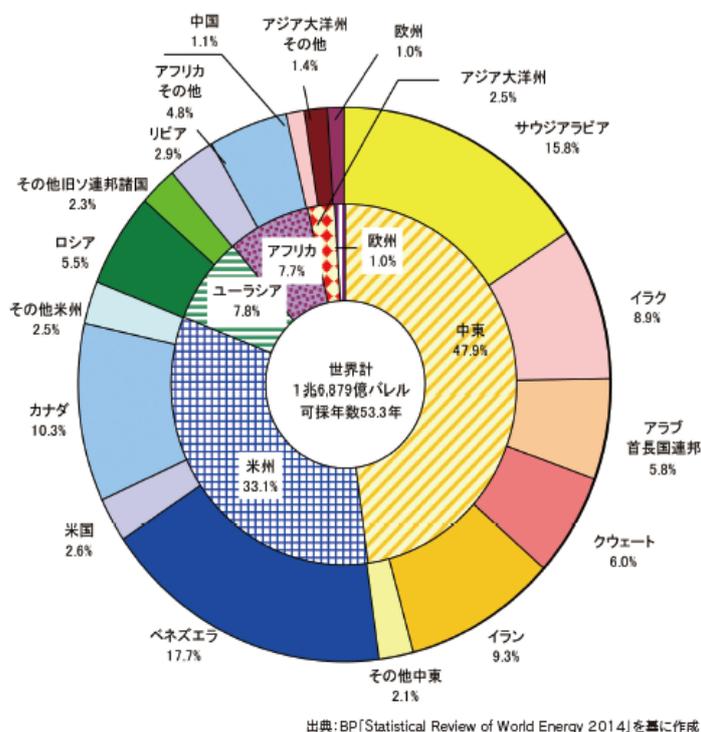
大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす

一方で、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球の環境に大きな負荷を与えています。

今後とも私たちがこのような社会経済活動を続けた場合には、資源制約や廃棄物を受け入れる環境の容量の制約に突き当たることになり、社会経済の持続的な発展に支障を来たすおそれがあります。

未来に恵み豊かな環境を継承していくためには、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ減らし、環境への負荷をできるだけ少なくする「循環型社会」を目指した取組が求められています。

○世界の原油確認埋蔵量（2013 年末）



(資料)エネルギー白書 2015(資源エネルギー庁)

(4) 生物多様性の危機

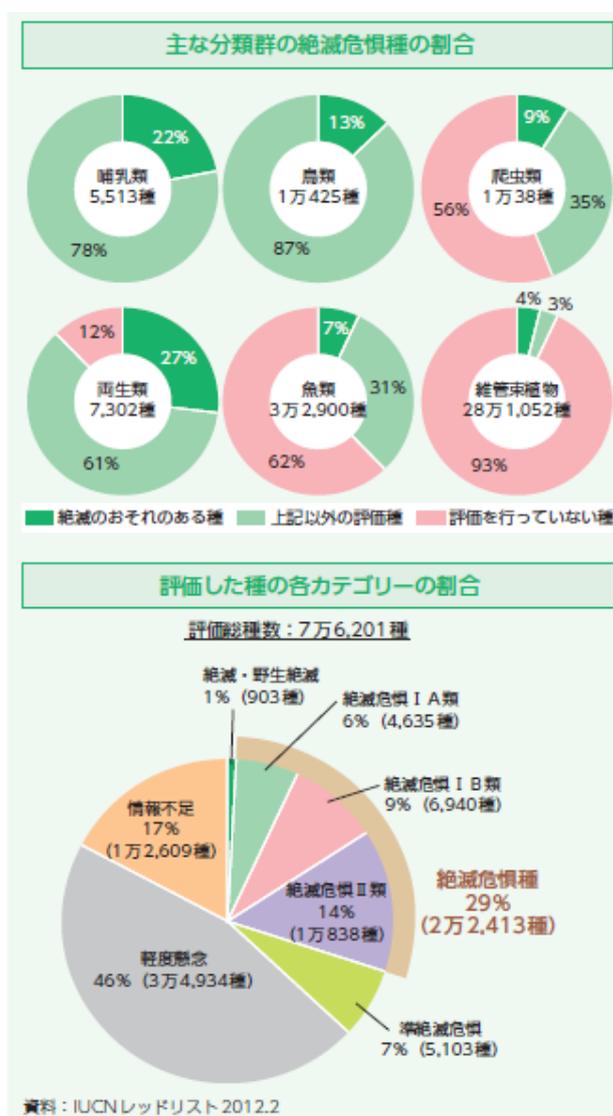
地球上の多様な生物は、誕生から約 40 億年の歴史を経て様々な環境に適応し、環境との相互作用を通して進化してきました。多様な生物は、それぞれの役割を担って相互に影響し合い、バランスを維持し、長い年月をかけて森林、里地・里山・里海、河川・湖沼などに豊かな生態系を形成し、飲料水や食料の供給など、私たちに様々な恵みをもた

らしています。

しかしながら、生物の生息・生育環境が土地改変や環境汚染などの人間活動により大きく損なわれた結果、野生生物の種の絶滅の恐れや外来生物等による在来の生態系の攪乱などが進む一方、里地・里山などにおける人間の働きかけの後退による野生鳥獣被害も顕著になるなど、生物多様性の大幅な喪失や生態系の劣化が深刻な状況にあります。

未来に恵み豊かな環境を継承していくためには、農林水産業を含む社会経済活動が自然の循環に沿う形で自然と調和することにより生物多様性が適切に保たれるとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会が提供されるなど、「自然共生社会」に向けた取組が求められています。

○国際自然保護連合（IUCN）による世界の絶滅危惧種の評価状況



(資料) 平成27年版環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省編)

4 本県の環境施策の現状と課題

本県の環境の現状と課題について、3つの社会の側面とライフスタイル・ビジネススタイルの状況から検証します。

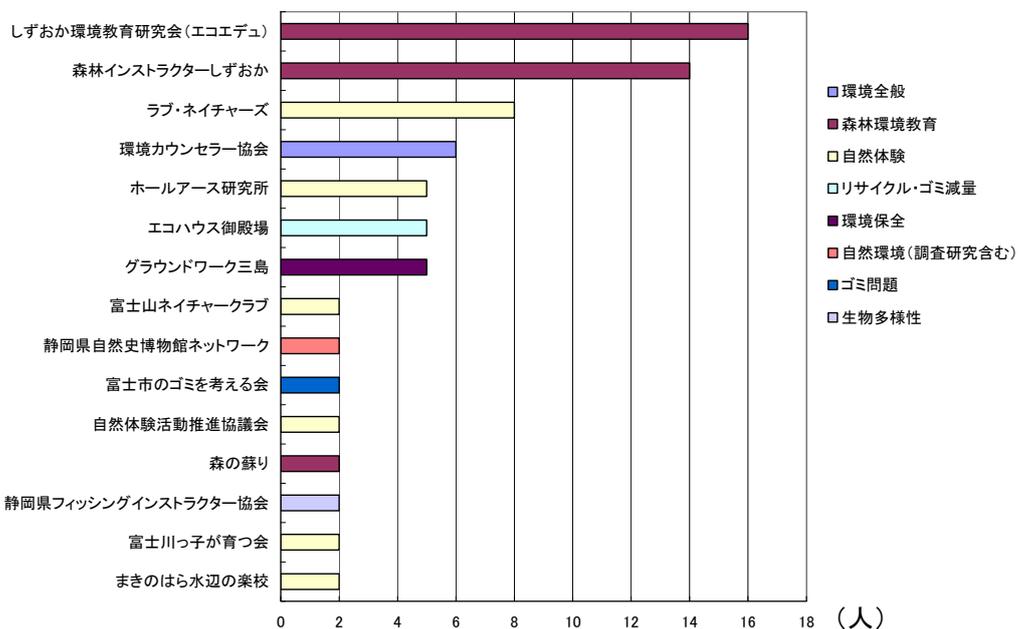
(1) ライフスタイル・ビジネススタイル

① 県民の活動

平成26年度の県民意識調査によると、節水、節電、リサイクル、自然保護など、環境に配慮した暮らし方を実践する人の割合は8割を超えます。

- 平成25年度に環境学習指導員の活動状況を調査した結果、実際に活動していた指導員の数は、前年度までに登録されていた指導員の6割弱でした。
- 継続して環境教育プログラムを提供できる経済的に自立した団体の数が十分ではありません。
- 団体を牽引していくマネジメント力を身につけたリーダーの育成が必要です。
- 県民が求める環境教育は、必ずしもレベルが高いものばかりではなく、基本的な環境学習を多くの子どもたちに提供していくという視点も重要です。

○環境学習指導員登録時点に所属していたNPO団体等（上位15位）



(資料) 県環境政策課

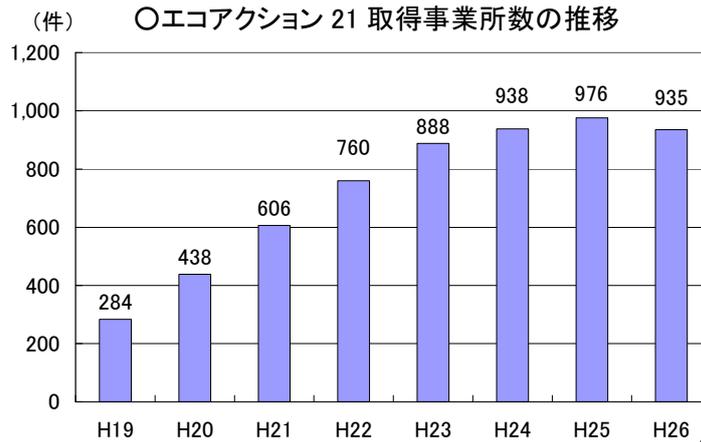
② 企業の活動

自主的に環境負荷の低減などに取り組む環境マネジメントシステムの取得事業所数は、都道府県単位では最多ですが、一方で、継続手続を行わない事業者が増加しています。

- 県内のエコアクション21の取得事業所数は、935事業所と平成26年度末で全国1位ですが、前年度より41事業所減っています。

○企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度には、平成 26 年度末までに 111 社がサポーター企業として参加しています。

○通常用の紙代に 10%を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業等に購入してもらい、その費用を間伐材の有効利用にあてる取組（「ふじのくに森の町内会」）には、平成 26 年度末で 73 社が参加しています。



③学校等での取組

「静岡県の環境」を、正確に伝えることができる県民は多くありません。

- 幼少期の環境教育は、持続可能な社会に向けた生活を実践するためにも重要です。
- 各教科の中で、「環境」を意識した授業を実践しています。
- 小・中・高校生には、環境学習指導員の派遣などにより、学校教育の中で、静岡県の環境を伝える機会を増やしていくことが必要です。
- 小動物の飼育を通じた生きものへの優しさは、幼少期にしか身につかない感覚であることから、学校では小動物の飼育を通じて命の大切さを学ぶ機会を提供しています。

【課 題】

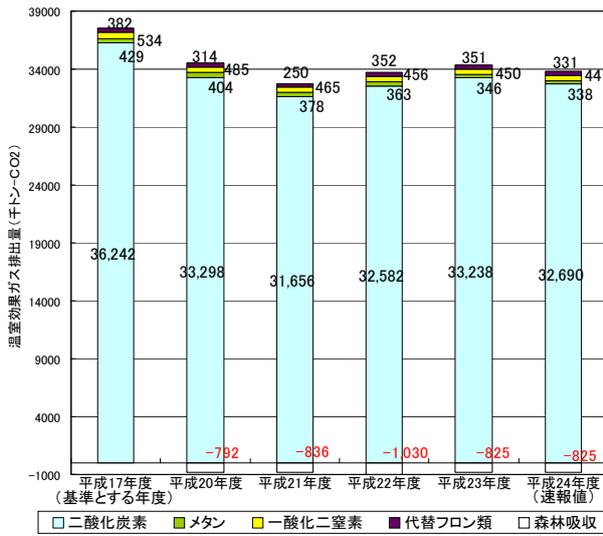
- 継続して環境教育プログラムを提供するためには、環境教育団体の自立化、ネットワーク化が必要です。
- 行政側からの情報発信には、受け手となる年齢層の認識、感情等を十分に調査・分析し、効果的に進める必要があります。
- 子どもとともに学び、教える立場にある「子育ての世代」への教育も重要です。
- 無理なく継続的に取り組みを促すには、楽しみながら「環境」を意識させる工夫が必要です。
- 環境学習の機会に地域間格差が生じています。
- 個人の取組をいかに家族や地域に広げていくかが求められています。そのためには、環境に配慮した生活や企業活動等が経済的にも有利になるような仕組みづくりが必要です。

(2) 低炭素社会

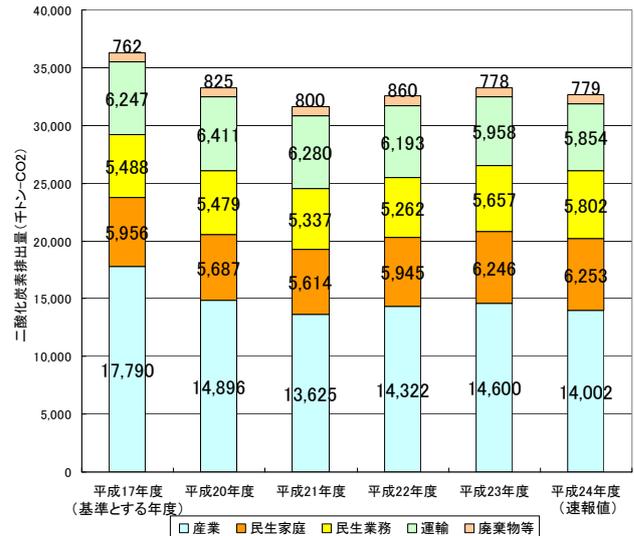
①温室効果ガスの排出抑制

平成 24 年度（速報値）の県内の温室効果ガス排出量は、基準とする年度（平成 17 年度）に比べて 12.3%減少（森林吸収量含む）しています。

○静岡県内の温室効果ガス総排出量の推移



○静岡県内の二酸化炭素排出量（部門別）



(資料) 県環境政策課

○平成 24 年度の県内の温室効果ガス総排出量は、33,806 千 t-CO₂ で、基準とする平成 17 年度と比べると 10.1%減少しました。

○部門別の二酸化炭素排出量の推移をみると、産業部門では基準とする平成 17 年度を下回る排出量で推移しています。特に平成 21 年度までは下回る割合は大きくなり、それ以降は平成 17 年度の 8 割程度の排出量で推移しています。民生家庭部門（※）と民生業務部門は、平成 20 年度以降は平成 17 年度を下回る排出量で推移していましたが、電力の排出係数の変動の影響を受け、平成 23 年度からは上回っています。

（※）民生家庭部門：一般家庭（自家用車を除く）、民生業務部門：店舗やオフィスなど

○オゾン層破壊物質である特定フロン類(HCFCs)はその生産が平成 32 年度までに廃止されることになっており、着実に削減されていますが、特定フロン類(HCFCs)同様に、高い温室効果がある代替フロン類が急増しつつあり、フロン類の全体量は増加傾向にあります。代替フロン類のうち、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)は、年度による変動が大きいものの、減少傾向にあります。ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出要因はいくつかありますが、このうち県内ではハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の製造・使用時によるものと、カーエアコン製造等によるものが多くなっています。パーフルオロカーボン類(PFCs)は、年々減少しています。これは、アル

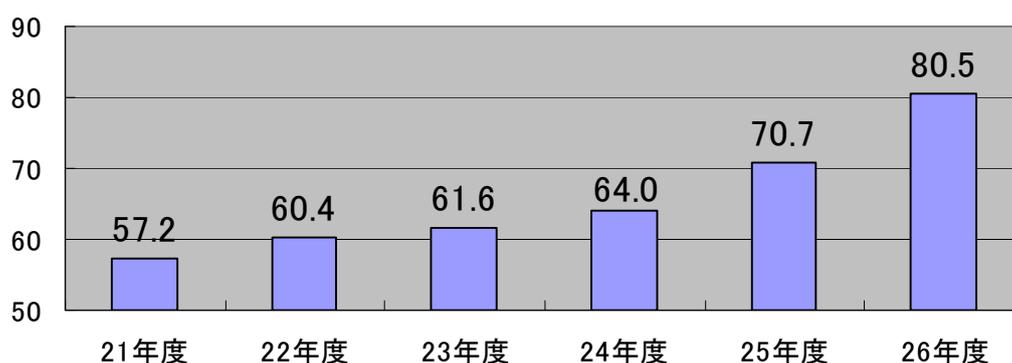
ミニウム精錬による排出量が年々減少していることによるものです。パーフルオロカーボン類(PFCs)の製造または使用による排出量は年による変動があります。

②新エネルギー等の導入

本県の新エネルギー等の導入量（原油換算）は、平成 21 年度末の 57.2 万 k1 が、平成 26 年度末で 80.5 万 k1 となり、着実に増加しています。

- 我が国の一次エネルギー自給率は、東日本大震災の前（平成 22 年 19.9%）に比べて大幅に低下し、平成 25 年度（推計値）で 6.0%となっています。また、電力の化石燃料依存度は、平成 24 年度に 88%となり、震災前（平成 22 年度 62%）から大きく増大しています。
- 全国屈指の日照環境を生かし、太陽光発電の導入拡大を図ることを重点のひとつとして取組を進めた結果、太陽光発電が牽引する形で新エネルギー等導入量は着実に増加し、導入率の倍増目標は、前倒しで達成できる状況にあります。
- 太陽光発電の導入量は、固定価格買取制度開始後の 3 年間で約 5 倍に増加するなど急速に拡大しており、新エネルギー導入拡大の原動力となっています。
- 太陽熱利用は、平成 21 年度末から平成 26 年度末の 5 年間で約 1 万 k1（原油換算）、約 20%増加しています。太陽熱利用設備の導入件数は、全国的には横ばい若しくは減少傾向にある中で、本県では近年増加し、平成 24 年度以降全国 1 位を保持しています。（平成 26 年度導入件数 684 件）

新エネルギー等導入量（原油換算：万k1）



※ 上記表の「新エネルギー等」は、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス（発電・熱利用）、中小水力発電の新エネルギーに天然ガスコージェネレーションを加えたもの

（資料）県エネルギー政策課

【課 題】

- 地球温暖化問題は、地球規模の問題ですが、その原因や解決策は私たちの日々の暮らしに直結していることから、県民一人ひとりが地球温暖化対策の重要性を理解して日常生活や経済活動等の様々な活動を環境の視点から見直すことが重要です。
- 化石燃料に依存したエネルギーの消費は、地球温暖化を促進させ、気候変動とあいまって日常生活や産業活動そのものに影響を与えることが懸念されます。エネルギーの地産地消の考え方の下、本県の自然条件を活かした、新エネルギーの開発支援や普及促進が必要です。
- 環境保全と経済活動が両立した持続可能な社会の構築に向けて、ライフスタイルやビジネススタイルの変革に取り組む必要があります。
- 地球温暖化の進行を止めるためには、その原因である二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を大幅に削減する緩和策が必要であることは言うまでもありません。しかし、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、緩和策を最大限に実施したとしても、現在と比べて気温の上昇は避けることができない可能性があることを考えると、緩和策と併せて、気候変動による影響への対処（適応）を進める必要があります。

(3) 循環型社会

① 廃棄物の排出抑制・適正処理

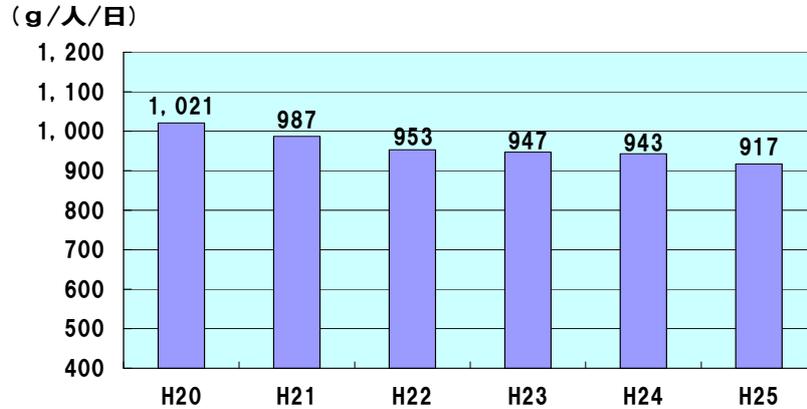
県民1人1日当たりのごみ排出量※は、平成14年度の1,127gをピークに平成25年度は917gと減少傾向にあります。

産業廃棄物の不法投棄は、富士山麓を中心に県内各地において後を絶たず、埋め立てて発見を遅らせるなどの悪質な事例も見られます。

*住民基本台帳法の改正(平成24年7月施行)により、平成24年度以降は外国人を含んで計算

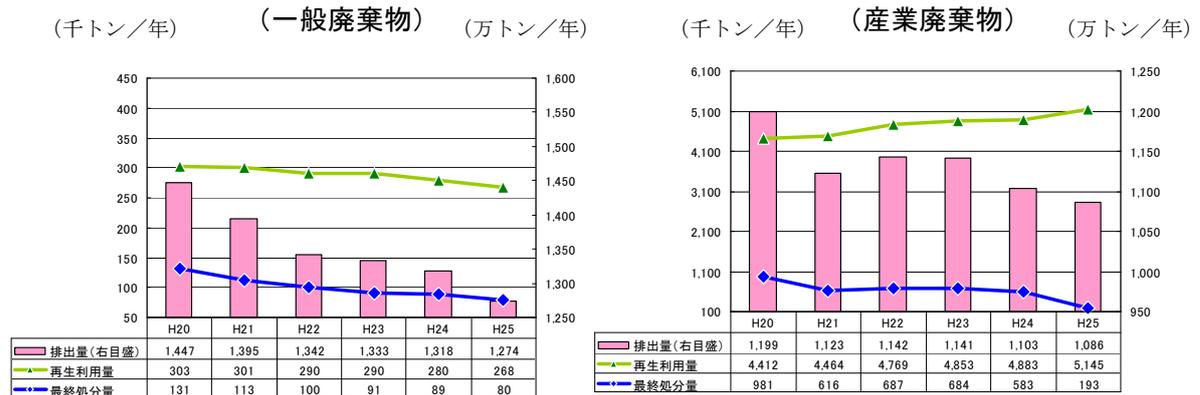
- 一般廃棄物の排出量及び1人1日当たりの排出量は、いずれも減少傾向にあります。景気の低迷も考えられますが、容器包装等リサイクルの浸透、市町による分別の徹底やごみ処理有料化等が考えられます。最終処分量は、中間処理による減量化や中間処理後の残渣の資源化等が進み、毎年着実に減少を続けています。
- 産業廃棄物の排出量は、減少傾向にありますが、特に平成20年9月のリーマンショックが発端となった景気低迷により平成21年度には大幅に減少し、景気動向の影響を受けることがうかがえます。最終処分量は、建設リサイクル法による分別解体や設計・製造段階からのリサイクル対策等の進展が減少を後押ししていると考えられます。
- 産業廃棄物の不法投棄発見件数は、平成23年度の58件をピークに減少傾向にありましたが、平成26年度には増加に転じており、富士山麓を中心に後を絶たない状況です。

○ 1人1日当たりのごみ排出量の推移



(資料) 県廃棄物リサイクル課

○ 廃棄物の再生利用量、最終処分量、排出量の推移

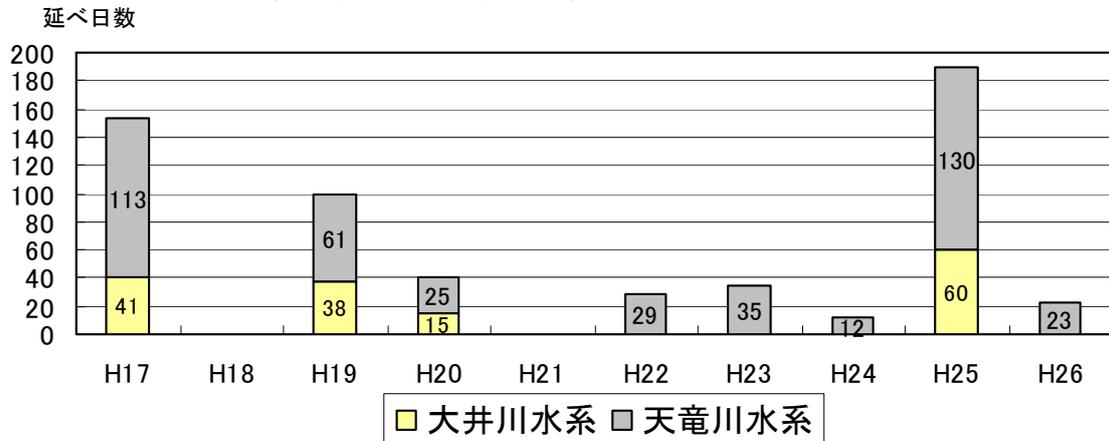


(資料) 県廃棄物リサイクル課

②水循環

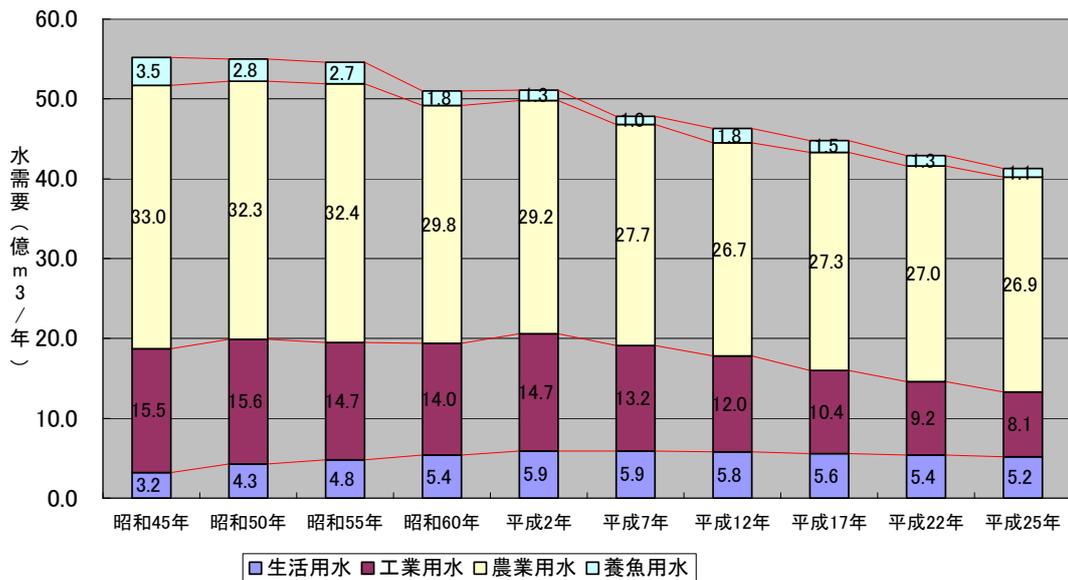
本県は、年間降水量が全国平均の約 1.4 倍と水資源に恵まれているものの、気候変動に伴って降雨量や降雨時期が偏ることにより、渇水のリスクが高まることが懸念されています。

渇水時の取水制限日数(自主節水対策以上)



(資料) 県水利用課

静岡県の水需要の推移



(資料) 県水利用課

○水需要については、昭和45年の55.2億 m^3 が平成25年には41.3億 m^3 となり、生活用水、工業用水、農業用水、養魚用水ともに減少傾向にあります。

○地下水については、「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づいて、岳南、静清、大井川、中遠、西遠の5地域で揚水規制を行っており、その結果、地下水位は、上昇または横ばいの傾向にあります。また、塩水化は、縮小傾向で推移しているものの、解消には至っていません。

【課 題】

- 循環型社会の構築には、廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）を一層推進することが必要です。
- 廃棄物処理業者等においては、依然として不適正な処理が行われる例があります。電子マニフェストの導入促進など、一層の適正処理を推進する必要があります。
- 限りある水資源を将来にわたって利用するには、上流の山間地域から下流の沿岸地域までを包括的かつ一体的に捉えて、水資源を総合的に管理していくことが必要です。

(4) 自然共生社会

①自然環境の保全、生物多様性の確保

静岡県版レッドデータブックでは、確認されている野生動植物 10,686 種の約 1 割にあたる 1,048 種が絶滅の危機にある種や保護上重要な種とされています。

ニホンジカによる食害は、自然環境を保全する上で大きな問題となっており、特に南アルプスでは、高山植物の消失やライチョウなどの野生生物の減少が懸念されています。

○環境省レッドリスト・静岡県版レッドデータブック掲載種

区分	国		静岡県				
	日本産の種・亜種	希少種	県産種数	掲載種	希少種	備 考	
動物	哺乳類	180	46	47	25	2	モモジロコウモリ等
	鳥類	約 700	106	390	72	44	コアジサシ、クマタカ等
	爬虫類	98	31	16	7	1	アカウミガメ
	両生類	62	21	17	10	5	ダルマガエル等
	淡水魚類	約 400	148	130	53	16	カワバタモロコ、メダカ等
	昆虫類	約 30,000	242	6,405	155	43	ベッコウトンボ、ヒメヒカゲ等
	陸産・淡水産貝類	約 1,100	399	182	63	31	カタヤマガイ、マツカサガイ等
	その他無脊椎動物	約 4,200	57	—	—	—	
計	約 36,700	1,050	7,187	385	142		
植 物	約 32,300	2,237	3,499	663	401	アツモリソウ、サクラソウ、キエビネ等	
合 計	約 68,400	3,287	10,686	1,048	543		

注) 「希少種」は、国は『絶滅・絶滅危惧種』の種数、県は『絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類以上）』の種数を記載
 (資料) 県自然保護課

○日本の生物多様性は、開発や里地・里山・里海における人間活動の縮小、人為的に持ち込まれた外来種などにより危機に直面しています。

- 野生生物の生息・生育環境の悪化が懸念される中、希少種であるアカウミガメについては、海岸侵食による砂浜の減少や、産卵場所への車両の乗り入れ、海中に浮遊するプラスチックごみの飲み込み・絡まり等が問題になっており、また、ブラックバス（オオクチバス、コクチバス）やブルーギル等の外来生物による生態系への悪影響も懸念されています。
- ニホンジカが増えすぎた地域では、ニホンジカが届く高さまでの植物が食べつくされ、森林や植物に依存している昆虫や鳥などの生育・生息への影響が生じているため、ニホンジカの適正な頭数管理が必要になっています。
- 本県の象徴である「富士山」については、「富士山憲章」の制定や環境にやさしいトイレの整備、ボランティア等との協働による環境保全活動により、環境負荷の軽減や保全意識の高揚が図られていますが、世界文化遺産登録に伴う来訪者の増加による、環境負荷の増大が懸念されます。
- 「富士山を守る指標」では、平成 25 年度には 77（指数）となり、策定当初の 49 から着実に進展していますが、登山者数の増加やオフロード車による植生破壊など、自然環境への影響も懸念されています。

（参考）富士山を守る指標

- ・富士山憲章の行動規範の 5 項目に基づき、静岡・山梨両県が富士山の現状や環境への負荷、環境保全対策・活動の状況などを把握するための分かりやすい物差しとして目標達成値 20 の「個別指標」を 5 つ設定し、それらを合計した 100 を「富士山を守る指標」の目標達成値として設定しています。（平成 12 年度制定、目標年度：平成 27 年度 目標設定：100）

＜富士山憲章の行動規範 5 項目と 2 つの指標＞

- ・「自然を学び、親しむ指標」：環境教育参加者数、富士山資料文献数
- ・「自然を守り、育む指標」：特異な地形等の保護件数、森林の整備形態
- ・「自然と人との共生指標」：生活排水クリーン処理率、トイレチップ 制協力度
- ・「環境保全活動指標」：活動数、参加者数、廃棄物の不法投棄量
- ・「自然、景観、歴史・文化の継承指標」：電線の地中化延長、指定文化財数

②自然とのふれあい

年間 100 万人以上の県民が県有の自然ふれあい施設等を利用しています。

- 県が管理する自然ふれあい施設等（県民の森、県立森林公園、昭和の森、天竜の森、田貫湖ふれあい自然塾、遊木の森、榛原ふるさとの森 他）の利用者数は平成 26 年度は 104 万 4 千人となっています。

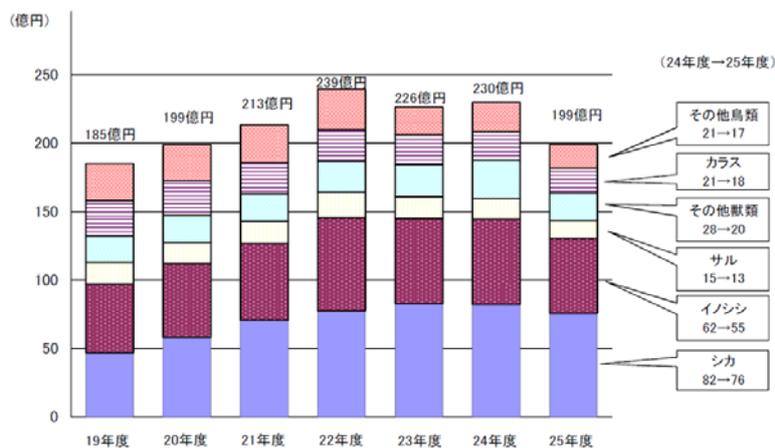


(資料) 県環境ふれあい課

③農山漁村地域が持つ多面的機能

農山漁村は、生産活動を通じて、多面的機能を発揮していますが、過疎化や高齢化、後継者不足等による生産活動の衰退や集落機能の低下が進んでいます。また、イノシシやニホンジカなどの鳥獣による農林産物への被害や、営農意欲の低下が問題となっています。

○全国の野生鳥獣による農作物被害金額の推移



注1: 都道府県からの報告による。
注2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

(資料) 農林水産省

○全国のイノシシやニホンジカなどの鳥獣による農林産物の被害額は、近年、200億円前後で推移しています。本県においては、437百万円(平成25年度)の被害があり、引き続き、防護柵による防除や里山などの整備による鳥獣が出没しにくい環境づくりとともに、有害鳥獣駆除の強化が必要です。

○森林は、木材生産機能のほか地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養、生物

多様性の保全など多くの機能を有します。「森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林の面積」は約 26 万 ha で、年々増加しています。また、スギ・ヒノキを中心とする人工林（民有林）の 86%が植栽後 40 年を超え、約 20 万 ha の森林資源が木材として利用可能な時期を迎えています。

- 森林を守り、育て、活かすことにより、森林の適正な整備・保全と森林資源の循環利用を図ることが必要です。
- 農業・農村は、食料の安定供給に加え、営農の継続により維持される美しい景観等の多面的機能を有しており、これら多面的機能の発揮や地域資源の保全のため、多様な主体が参画した「協働活動により守られている農地の面積」は、平成 26 年度末で 22,104ha であり、農地面積の 31.4%となっています。

④景観

自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う県民の割合は約 68%となっています。（平成 26 年度 静岡県アンケート調査報告）

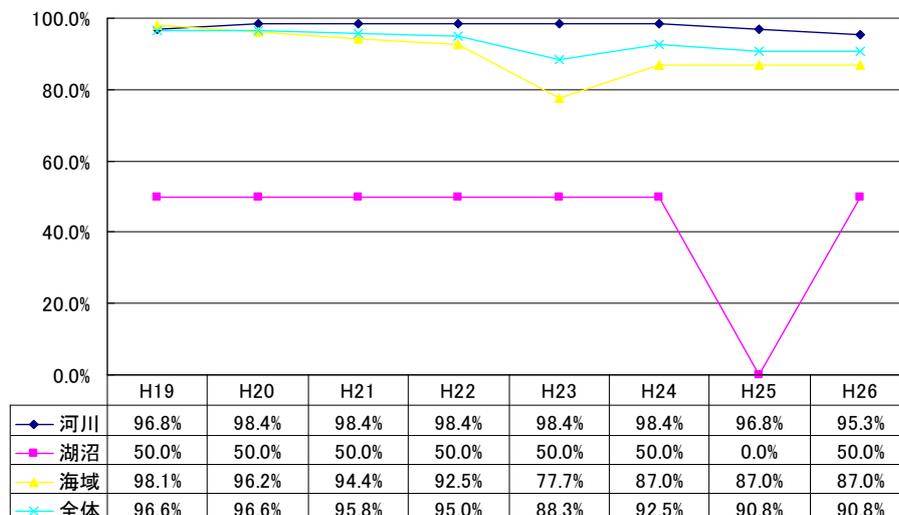
- 平成 25 年 6 月の富士山世界文化遺産登録に伴い、三保の松原から見る眺望景観の保全が人々の関心呼びました。地域特性を活かした文化的、歴史的まちづくりは人々の景観に関する関心を一層高める傾向にあります。
- 平成 27 年 8 月現在、本州市町の景観行政団体（※）への移行は、政令市を含む 35 市町のうち 24 市町となっています。景観行政団体になった 24 市町のうち 17 市では景観計画が策定され、他の市町でも策定に向けて作業を進めています。
（※）景観行政団体：景観法により定義される景観行政をつかさどる行政機構で、県や地域を管轄する地方自治体はその役割を負っている。
- 公共事業は、地域の景観に与える影響が大きいことから、公共施設の整備にあたっては、地域の特色にあった景観配慮が必要です。

⑤安全安心な生活環境の確保

本県の水質環境は、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）及び、化学的酸素要求量（COD）において、河川、湖沼、海域全体の環境基準達成率は 90.8%（平成 26 年度）と、全国平均の 87.4%（平成 25 年度）に比べ良好です。

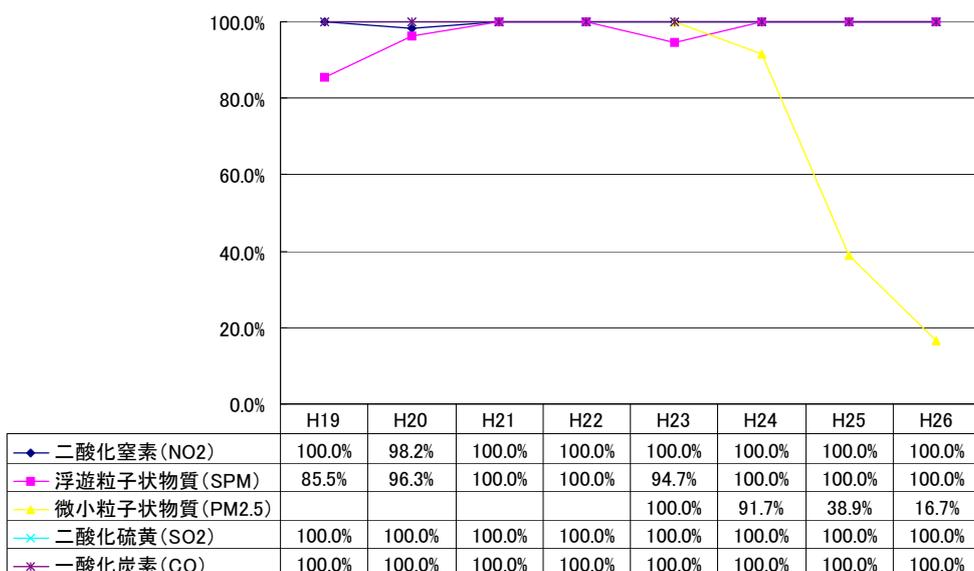
大気環境については、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素と浮遊粒子状物質は、平成 26 年度有効測定局すべてで環境基準を達成していますが、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率は 16.7%と低い値になっています。

○水質汚濁に係る環境基準の達成状況



(資料) 県生活環境課

○大気汚染に係る環境基準達成率の推移



(資料) 県生活環境課

○現在、河川などの水質汚濁原因の多くは、生活排水に起因していると言われてい
ます。平成 26 年度末の汚水処理人口普及率は、下水道 61.6% (全国 77.6%)、集落排
水 0.8% (全国 2.8%)、合併処理浄化槽 15.0% (全国 8.9%)、コミュニティプラ
ント等を合わせて 77.8% (全国 89.5%) で、全国平均を下回っています。

○河川、湖沼、海域の環境基準達成率(BOD、COD)は、それぞれ 95.3%、50.0%、87.0%
です。全国平均は、河川 92.0%、湖沼 55.1%、海域 77.3% (平成 25 年度) であり、

河川と海域については全国平均を上回り良好です。

- 平成 21 年度に環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) については、平成 22 年度から測定局の配備を進めており、平成 23 年度は、有効測定局 2 局すべてにおいて環境基準を達成しましたが、平成 26 年度は、有効測定局 24 局のうち、環境基準を達成した測定局は 4 局のみとなっています。
- 自動車騒音の環境基準の達成率は、平成 25 年度の 93.0%に対し、平成 26 年度は 94.9%となっています。
- ダイオキシン類については、平成 25 年度 (161 地点) は水質の 1 地点で環境基準を超過しましたが、平成 26 年度 (159 地点) はすべての地点で環境基準を達成しました。
- PRTR 制度 (化学物質排出把握管理促進法) に基づく県内の化学物質の届出総排出・移動量は、対象物質が、現行の 462 物質となった平成 22 年度以降、ほぼ横ばいで推移し、平成 25 年度は、14,685 トン/年となっています。
- アスベストは、使用がピークであった時期の建築物等の解体が増加すると見込まれ、継続して注視していく必要があります。
- 環境の監視結果については、冊子に取りまとめ国や県内市町、研究機関等に配布するとともに、県ホームページにおいて公表しています。

【課 題】

- 自然環境の保全や生物多様性の確保のためには、生態系や自然環境の変化の状況を把握して、長期的な視点に立った方針に基づき、体系的な施策の展開が必要です。
- 里山、森林、藻場・干潟を含む沿岸域など、それぞれが有する機能の発揮には、人との関わりが必要であることも認識し、自然環境の保全と活用を図る必要があります。
- 富士山の適正な利用を含めた総合的、長期的な環境保全対策が求められるとともに、世界遺産となった富士山の文化や自然環境、景観を保全し、人類共通の財産として後世に継承していくことが必要です。
- 水質環境は、おおむね良好ですが、環境基準未達成となっている箇所については、生活排水対策を主とした地域一体となった水質改善を更に進める必要があります。
- 大気環境は、微小粒子状物質 (PM2.5) の測定局の増加とともに、環境基準の達成率が年々低下しており、県内の微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染の実態を把握する必要があります。

第3章 環境施策の展開

1 施策展開の基本的考え方

環境問題が、工場や事業場を発生源とする産業型公害問題から、生活排水による河川・湖沼の汚濁、自動車排出ガスによる大気汚染などの都市・生活型公害問題へ、さらには地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の問題に移行していく中、本県の最初の環境基本計画が平成9年に策定されました。これにより、従来の規制的手法による施策に加え、「循環型社会の実現に向けた取組」「環境に配慮した自主的な取組とパートナーシップ」などの視点を加えて環境施策が推進されてきました。

21世紀に入り、環境問題は、わたしたちの生存そのものを揺るがしかねない問題であるという認識の下、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、資源の高度な循環やエネルギーの効率的利用などに支えられた、最適生産・最適消費・最小廃棄を基調とする持続可能な社会の構築を目指し、第2次静岡県環境基本計画が、平成14年度からスタートしました。時の環境問題の特性として、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出や、生活排水による水質汚濁など、わたしたちのだれもが原因者にも被害者にもなり得ることが指摘され、計画は「社会を構成するあらゆる主体によるあらゆる場での環境保全に向けた取組を加速させること」を意識して策定されました。

地球温暖化問題が深刻さを増す中、サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機による景気の後退を機に、環境対策で経済を浮揚させる取組が世界各地で行われてきました。豊かな自然やさわやかな空気などの良好な生活空間の保全と、快適な日常生活を維持・創造していくために新しい技術が開発・導入され、その新技術の普及が経済成長や地域の活性化をもたらす「環境と経済の両立の実現」に向け、「環境を資源として活用する」という考え方を大きな柱として、施策を展開してきました。しかし、東日本大震災と福島第一原発の事故後、経済優先の考え方が広まる一方、「環境」への注目度は以前よりも低下しているように思われます。このような世の中を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、「環境に関する情報発信の強化」と「環境教育を実践する人材育成の充実」の観点を加え、施策を展開していきます。

2 施策の方向性

国全体が温室効果ガスの大幅な削減を目指す動きがある中で、それを実現するためには、日々の生活や事業活動を、地球環境の視点で変えていかなければなりません。私たち人類は、この地球上で、あらゆる生き物とともに支えあって生きています。自然と調和した生活や事業活動の必要性を一人ひとりが改めて認識し、謙虚さや思いやりなどの道徳観、“もったいない”の精神、自然を畏敬する心など、大切にすべき日本人の資質を活かし、県民、事業者、行政などすべての主体が「知っている」から「行動する」主体となって、環境配慮型の暮らし方や事業活動に変革することが重要です。

そうした暮らし方や事業活動が継続し、広がることにより、環境配慮型のライフスタイルやビジネススタイルが“文化”と言えるまでに定着することで、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会に向けた取組が、一層促進されることを目指します。

施策の展開にあたっては、従来通り「環境と経済の両立」、「個人や企業の行動への働きかけ」、「継続と広がり」、「地域資源の再認識と活用」などの視点で、幅広い政策手段により戦略的に行っていきます。

3 施策の展開

I ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

1 環境と経済の両立

①環境に配慮した事業活動の促進

静岡県地球温暖化防止条例に基づく計画書制度や建築物環境配慮制度により、大規模事業者等の自主的な取組を促します。また、中小企業の省エネルギーの取組を総合的に支援するとともに、見える化の促進や、経済的、社会的インセンティブとなる仕組みの活用を促すことによりビジネススタイルの変革を図ります。

<具体的な取組>

- エコアクション 21 地域事務局と連携して、環境マネジメントシステムの普及や同システムを取得している事業者の効果的運用を促進します。(Ⅱ 3 ①) ※ () 内は再掲箇所を表しています。
- 地球温暖化防止活動に貢献のあった個人・団体を対象に知事褒賞を実施します。(Ⅰ 1 ④、Ⅱ 3 ①)
- 条例により、一定規模以上のエネルギーを使用する事業所等に温室効果ガス排出削減計画書の提出を求め、その排出量の実績を公表します。(Ⅱ 3 ①)
- 条例により、マイカー通勤者が多い事業者に対して、自動車通勤環境配慮計画書の提出を求め、公表します。(Ⅱ 3 ①)
- J-クレジットなど中小企業の省エネルギー対策のインセンティブとなる制度を周知します。(Ⅱ 3 ①)
- 省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等についてセミナーやホームページ等を通じて情報提供を行います。(Ⅰ 1 ④、Ⅱ 3 ①)
- 官民一体となって電気自動車の利用環境の向上を図るなど、次世代自動車の普及促進に取り組みます。(Ⅱ 1 ①)
- スマートメーターの設置やBEMS、FEMSの導入などによるエネルギーの「見える化」を促進し、それを省エネ行動につなげます。(Ⅱ 3 ②)
- 省エネ対策に取り組む意欲のある中小企業に対して、省エネ診断を実施するとともに、設備改修に対する助成や利子補給などにより支援します。(Ⅱ 3 ②)

②環境配慮型製品の普及促進

国の調査(※)によれば、環境に配慮した取組と企業活動における位置付けについて、約8割の企業が「社会的責任」と回答しているように、環境に配慮した事業活動は、企業が社会の一員であるための要素の一つとも言えます。企業活動と環境保全が共存した社会の実現のため、そのような認識をもった企業をさらに増やすことが必要です。

(※)「環境にやさしい企業行動調査」平成25年度環境省

<具体的な取組>

- リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し適正なりサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会や県内外における展示など幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに積極的利用を呼びかけます。
- 県公共工事等での静岡県リサイクル認定製品の積極的利用をさらに推進し、適正なりサイクルを推進します。
- 県が運営しているホームページ「エコマート静岡」により、新技術・新製品などの情報発信、企業の取組の紹介などを行い、事業者間の連携や活発な情報交換を支援します。

③環境・エネルギー分野への参入・技術支援

地域経済を牽引する新たな成長産業を創出し、国内外の経済情勢の変化に適應できる多極的な産業構造への転換を図っていくため、高い成長が見込まれる環境や新エネルギー、健康・福祉、ロボット、航空宇宙等の成長産業分野への地域企業の参入促進を図ります。

<具体的な取組>

- 最新の技術動向やビジネスチャンスを紹介するセミナーの開催等で情報提供を行い、県内中小企業の新たな製品開発に向けた取組を促進します。
- 技術力の向上を図るため相談会や技術講習会を開催します。
- 地域企業の研究開発成果を活用した製品化及びその事業化に対し助成します。
- コーディネーターによる受注獲得支援や展示商談会への共同出展などにより、販路の開拓を支援します。

④環境に関する情報発信の強化

5年後に社会の主体となる年代（10代後半から20代）をターゲットとし、双方向の戦略的コミュニケーションを図っていきます。将来的には、お茶や富士山、多様な食材に加えて、「環境」が静岡県のキーワードとなる姿を目指します。

静岡県は、全国有数のものづくり県ですが、かつての激甚な公害を克服するなど、経済発展と環境保全を両立させ、今では生物多様性に恵まれた自然環境豊かな地域です。その魅力を発信していきます。

<具体的な取組>

- 情報の受け手となる年代の認識、感情等を調査し、受け手の分析を十分に行ったう

えで、伝える内容を絞り、受け手に伝わる効果的な方法を検討します。

○10代後半から20代を対象に、「双方向の戦略的コミュニケーション」(※)を図ります。

(※) 双方向の戦略的コミュニケーション：効果的な情報発信には、まず、受け手側の、感情や認識を正確に把握したうえで、効率的な手法を検討していくという観点を加えたコミュニケーション

○タウンミーティング等により、環境に対する県民の認識、感情等の情報を収集します。

○過去の経緯を踏まえた新たな情報の発信について、効果的な手法を検討します。

[低炭素社会の形成に向けた広報]

○地球温暖化防止に向けた県民の行動を「地球への約束」として募集し、県民等の自主的な取組を促進し参加者の拡大を図ります。(I 2 ①)

○地球温暖化防止活動に貢献のあった個人・団体を対象に知事褒賞を実施します。(I 1 ①、II 3 ①)

○省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等についてセミナーやホームページ等を通じて情報提供を行います。(I 1 ①、II 3 ①)

○「ふじのくにしずおか次世代エネルギーパーク」等の新エネルギー施設の見学や体験を通じて、再生可能エネルギーに対する理解促進やエネルギー教育の充実を図ります。

○省エネ性能に優れた住宅の建築やリフォームについて住まい博や県ホームページ等で情報提供します。(II 2 ②)

[循環型社会の形成に向けた広報]

○県のホームページ「知ろう 使おう バイオマスWEB」により、県内のバイオマスに関する情報発信を行います。

○「静岡県リサイクル製品認定制度」の周知を図るとともに、認定製品の積極的利用を呼びかけます。

○最新の技術動向やビジネスチャンスを紹介するセミナーの開催、コーディネーターによる受注獲得支援、展示商談会への共同出展などにより、販路の開拓を支援します。

○県のホームページ「エコマート静岡」により、新技術・新製品や企業の取組を紹介し、事業者間の連携や活発な情報交換を支援します。

○10月の「木使い推進月間」を中心に、建築現場などの見学会やセミナーを開催するなど、「しずおか木使い県民運動」を推進します。

○県民に対し、県ホームページ「しずおか木使いネット」などにより県産材の情報を発信します。

- 小学生等を対象とした「水の出前教室」や「水の週間記念作文コンクール」等さまざまな啓発活動を実施し、水資源や水循環の大切さを周知します。(Ⅰ 2③、Ⅱ 5①)
[自然共生社会の形成に向けた広報]
- 県内各地に設置してある大気環境測定局で測定したデータをリアルタイムに県ホームページなどで公表します。さらに、光化学オキシダントが高濃度になった緊急時や、PM2.5の濃度が国の暫定指針値を超えると予測される時には、注意報の発令等により、県民への注意喚起を行います。
- 環境問題に関して、事業者から住民への情報開示や意見交換等を通じ、相互理解を深めるリスクコミュニケーションへの取組を推進します。
- 柿田川を始めとした県内の多くの湧き水を県ホームページで紹介するなど、湧き水とふれあう機会を増やすことにより、水資源を守る意識の高揚を図ります。
- 富士山憲章推進会議のグッズの作製にあたり、富士山憲章を印刷する等、その啓発に努めます。
- 富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、ビオトープを通じて、多様な動植物と触れ合う場の提供や環境啓発を図ります。
- 将来を担う若い世代をターゲットとした情報誌やソーシャルネットワークにより、農山漁村地域の情報を発信します。
- 学生や地域住民対象の治山セミナー等を開催し、森林の機能や事前防災・減災対策の重要性を伝えていきます。
- 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」、「リバーフレンドシップ」について、県ホームページで取組事例を紹介します。
- 「森と湖に親しむ旬間（7月下旬）」や「県民の日（8月21日）」等に併せて、ダム及び貯水池を活用し、施設や河川を広報するイベントを毎年開催します。
- 優れた景観形成に貢献している個人又は団体を「静岡県景観賞」として表彰し、魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図ります。
- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度を活用し、県民や企業等の参加による森づくりを促進します。(Ⅰ 2②)
- 企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度への企業参加を促し、各取組を紹介する「企業の森づくりCSR情報」を発行します。
- 担い手や農地所有者に対し、耕作放棄地の発生防止及び再生利用の支援策を周知します。また、優良な取組に対する表彰や事例発表等を開催し、農地の有効活用に対する意識の醸成を図ります。
- 県民の水資源を守る意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を展開します。(Ⅲ 5①)

2 環境にやさしい暮らし方の実践

①環境にやさしい暮らし方を学ぶ

日々の生活の中に「環境」の視点を取り入れライフスタイルからの変革を促すため、具体的な行動を起こすきっかけとなる県民運動を展開します。また、日常生活におけるエネルギーの使用量や廃棄物排出量を認識することにより、県民一人ひとりの意識を改革するとともに、具体的な行動が個人から家庭、地域全体へと広がることを目指します。

<具体的な取組>

- 企業、市町、関係団体と連携して、家庭部門や業務部門における地球温暖化防止に向けた取組を進める「ふじのくにエコチャレンジ」を展開します。(Ⅱ 2 ①)
- 地球温暖化防止に向けた県民の行動を「地球への約束」として募集し、県民等の自主的な取組を促進し参加者の拡大を図ります。(Ⅰ 1 ④)
- 環境学習指導員養成講座を開催し、身近な地域で環境学習を推進するリーダーとなる人材を養成します。
- 小学生を対象に地球温暖化防止のための省エネルギー行動のプログラムを実施します。(Ⅰ 2 ③、Ⅱ 2 ①、Ⅱ 4 ②)
- 家庭のエネルギー使用量や用途を診断し、省エネルギー対策のアドバイスを実施します。(Ⅱ 2 ①)
- 企業、NPO、社会教育施設、行政等多様な主体が協働取組を推進する「環境教育ネットワーク」を活用し、県民が様々な環境学習会等に参加できる機会を創出します。

②県民や企業等との連携・機会の拡大

地域の環境保全には、各主体がそれぞれの取組を実践することが重要ですが、各主体が連携することで取組の一層の効果が期待できることから、県民、企業、行政等との連携の推進と、連携機会の拡大が必要です。

<具体的な取組>

- 地域資源を活用して行う地産地消型のエネルギーシステムを構築する取組を促進するため、市町、事業者、住民等さまざまな主体の参画、連携強化を図るとともに、成果の積上げと他地域への普及を進めます。
- 「環境教育ネットワーク」の活用や県下一斉に集中的に環境学習会等を開催する「環境学習フェスティバル」の実施により、各主体との連携を推進します。(Ⅰ 2 ③)
- 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」、「リバーフレンドシップ」、「ふじのくに美農里プロジェクト」など、協働による美化活動や環境保全活動を推進します。(Ⅳ 5 ③)

- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度を活用し、県民や企業等の参加による森づくりを促進します。（Ⅰ 1④）
- 森づくりに関わる各企業の取り組みを紹介する「企業の森づくりCSR情報」のパンフレットを発行します。
- 山梨県、神奈川県などの隣県との緊密な連携を図るため、情報交換のための会議や合同パトロールを実施します。

③環境教育を実践する人材育成の充実

環境を快適なものにしていくためには、地域住民が主体的に環境の向上に取り組むことが必要です。そのためには、環境教育が継続できる体制を整備するとともに、ネットワーク化を図ります。

複数の環境教育従事者が実践の場を共有することにより、参加者のレベルアップとともに新たな取組の可能性を拓けていきます。

また、多様な個別事業ごとの人材育成についても、引き続き推進していきます。

<具体的な取組>

- 身近な地域で環境学習を推進するリーダーとなる人材を養成するとともに、継続して環境教育プログラムの提供ができるよう、団体のマネジメント能力向上を支援します。
- 環境学習コーディネーター制度の活用や県ホームページを通じて指導員の活動情報を公開します。
- 「こども環境大使」として派遣された児童生徒を、新聞やテレビなどのマスメディアを通じて環境保全意識の啓発を進めるリーダーとして活用するなど、若年者の環境リーダーの育成と活用を進めます。
- 「環境教育ネットワーク」を活用しながら、地域における環境問題の解決への取組に携わる環境リーダーの活動を促進します。
- 「環境教育ネットワーク」の活用や県下一斉に集中的に環境学習会等を開催する「環境学習フェスティバル」の実施により、各主体との連携を推進します。（Ⅰ 2②）
- 学校からの出前講座の要請等に対して、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」と連携を図っていきます。
- 小中学校に対して、「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する国の施策等を周知し、学校における環境教育の推進に努めます。（Ⅱ 4①、Ⅲ 3①）

[各事業の人材育成]

- 小学生を対象に地球温暖化防止のための省エネルギー行動のプログラムを実施します。（Ⅰ 2①、Ⅱ 2①、Ⅱ 4②）

- 市町や団体と連携し、緑化の初歩を学ぶ初級コースから、リーダーを養成する上級コースまでの人材養成研修を行っていきます。
- 有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、初心者や中級者を対象とした捕獲技術研修を実施します。(IV 1 ④)
- 県民が様々な環境学習会等の選択肢の中から自由に選び、参加できる機会を創出します。
- 食育指導者研修会や賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて意識改革を促し、学校・地域における環境保全活動等の更なる推進を図ります。
- 消費生活相談員、教職員、地域人材等を対象に消費者教育の担い手養成講座等を開催します。
- 工場に選任されている公害防止管理者を対象に環境法令や公害防止管理に関する知識・技能習得を目的とした再教育研修を実施します。(IV 5 ②)
- 小学生等を対象とした「水の出前教室」や「水の週間記念作文コンクール」等さまざまな啓発活動を実施し、水資源や水循環の大切さを周知しています。(I 1 ④、III 5 ①)
- 富士山静岡空港周辺地域の環境を保全するため、富士山静岡空港に係る環境監視計画に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施するとともに、地元 NPO 法人との協働による自然環境活用や景観形成の取り組みを進めます。(IV 2 ⑤、IV 5 ①)
- 都市農村交流等を推進するため、農山村地域のリーダー的な人物や、今後活躍が期待される人物を対象として、情報誌の発行や研修会の開催等を行うことにより、活発で発展的な活動を主体的に実施する人材を育成していきます。
- 河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を基本とし、生物の生息・生育環境及び多様な景観の保全を図ります。
- 県民の景観意識の醸成を図るため、県内各地で地域課題に即した内容の「景観セミナー」を開催し人材を育成します。
- 国交付金との協調助成により耕作放棄地の再生利用を促し、担い手の規模拡大や、新規就農者及び新たに農業参入する企業の農地確保を支援します。
- 耕作放棄地等を活用した景観作物の栽培や農業体験など、地域活性化に取り組む団体等の活動を支援します。
- 林業への就業に関心がある者を対象とした仕事の内容や就業条件などを情報提供するガイダンスや、林業体験会を開催する団体の活動を支援します。

Ⅱ 低炭素社会に向けた取組

1 低炭素型の地域づくり（スマートコミュニティの形成）

①都市と交通の低炭素化

地域内のエネルギーの効果的・効率的な活用を促進するとともに、集約型の都市づくりや緑化の推進、公共交通機関の利便性向上等により、都市と交通の低炭素化を図ります。

<具体的な取組>

- スマートコミュニティなど新たな施策や効果的な対策に意欲的かつ先駆的に取り組む市町を「環境先進都市」と位置付け、低炭素型の地域づくりを促進します。
- スマートコミュニティに関する市町や事業者等の理解を深め、取組意欲を引き出すとともに、市町や事業者と連携し、国の助成制度を活用しながら県内にスマートコミュニティの形成を目指します。
- 都市計画のマスタープランに低炭素都市づくりの観点を位置づけ、環境への負荷が低減された集約型の都市づくりを促進します。
- 緑化関係団体との連携を強化し、県民に緑の大切さを啓発するとともに、緑化を担う人づくりを進め、県民参加による緑の維持管理を推進します。
- 都市公園や街路、道路、河川、港湾など公共施設の緑化を推進します。また、緑化関係団体と連携し、公共的空間の緑化を促進するとともに、都市空間を有効活用するため、校庭等の芝生緑化を促進します。
- 官民一体となって電気自動車の利用環境の向上を図るなど、次世代自動車の普及促進に取り組みます。（I 1 ①）
- バスから電車への乗継など、公共交通機関の乗継の利便性向上を促進し、公共交通機関の利用を促進します。
- 幹線道路のバイパス整備や多車線化、長大橋の整備、交差点改良、信号制御・信号機の高度化などの渋滞対策を推進し、自動車から排出される二酸化炭素を削減します。
- 都市交通の渋滞対策として交通需要マネジメント施策（カーシェアリング、交通情報提供システムや自転車利用環境の整備、パーク&ライド等）を推進します。
- 物輸送の効率化や物流拠点の集約化など効率的な物流による低炭素化の促進を図るとともに、物流施設における太陽光発電等の新エネルギーの活用を促進します。
- 県内港湾の利用を進め、長距離トラック輸送からエネルギー効率のよい海上輸送への転換や、荷役機械などの港湾施設の省エネ化を進めます。

②新エネルギー等の導入促進

平成 23 年 3 月に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍增プラン」では、それ

以前の、普及啓発を中心とする取組の段階から一段進み、太陽や水、森林など本県の豊かな自然資源を活用して、新エネルギー等の導入を「倍增」させることを目標に掲げています。

小規模分散型のエネルギー供給体系への転換によるエネルギーの地産地消を実現するため、本県の豊かな自然資源や多様な地域特性を最大限に生かし、県民、事業者、行政等地域の様々な主体の参画による、新エネルギー等の一層の普及を進めていきます。

<具体的な取組>

- 新エネルギーの種類に応じ、特性や普及の状況を踏まえながらそれぞれ最大限の導入を目指します。
- 新エネルギー導入拡大の原動力として、引き続き太陽光の普及を図りつつ、多様なエネルギー源の活用の加速化を図ります。
- 多様なエネルギーや高効率なエネルギー利用を実現するガスコージェネレーションの有効利用により、分散型のエネルギー供給を図る事業者の取組を促進します。
- 新エネルギー等を活用した家庭や事業所、地域内でのエネルギー需給管理の効率化や高度化を進め、小規模分散型によるエネルギー需給の拡大を図ります。
- 新エネルギー等の供給力の安定化や低コスト化、設備維持の効率化等を進め、分散型エネルギー供給体制の定着化を図ります。
- 新エネルギーに対する理解の醸成とともに、地域の関係者が連携して取り組む体制の確立により、地域の特性を活かした新エネルギー等の利用拡大を図ります。
- 電力やガスの小売の全面自由化の機会を捉えて、県内事業者や県民による地域の新エネルギー活用を促進します。
- 新エネルギー等の活用が、危機管理や生活の利便性の向上、地域経済の活性化に繋がることを周知し、地域企業や住民の参画を促します。
- 将来的に利用が期待されるエネルギー資源や技術の開発、水素エネルギーの利用等に関する事業者や研究機関の取組を促進します。
- 木質バイオマス発電施設などの燃料として利用するチップの安定供給を促進します。
- 公共施設などにおける、木質ペレットやチップを利用するボイラーや冷暖房設備などの導入を促進します。
- 土地改良区の維持管理費の軽減や農山村の美しい水辺空間の演出、エネルギーの地産地消を進めるため、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を図るとともに、「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用促進協議会」の活動等を通じた民間事業者等の取組を支援します。
- 地下水の熱を空調等に活用する省エネ効果の高い熱交換システムについて、適地マップ、導入マニュアルの広報を通して普及を図ります。

- 天然ガスコージェネレーション等を活用して、電気と熱を地域内で融通するなど、エネルギーを地域内で有効利用する取組を進めます。
- 富士山世界遺産センターをはじめとする公共施設に再生可能エネルギーや高効率空調・照明を導入するなどし、省エネ機器の普及啓発にも活用します。

③二酸化炭素の吸収源対策

二酸化炭素の吸収源として森林の健全な育成を図るため、間伐などの森林施業を促進するとともに、大気中の二酸化炭素を長期にわたり固定する木材の利用拡大を図ります。

※二酸化炭素の固定とは、樹木が大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄えること

<具体的な取組>

- 林道の整備と間伐などの森林施業の着実な実施を促進するとともに、低コストで実施できる植林と育林システムを構築します。
- 保安林の適正な配備と治山事業などによる保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。
- 公益性が高く、所有者自ら整備することが困難な荒廃森林の整備を推進します。
- 民間・公共部門において、県産材の利用拡大を図ります。

④フロン類対策の推進

強力な温室効果を持つハイドロフルオロカーボン類（HFCs）は、オゾン層破壊物質であるフロン類（CFCs、HCFCs）の代替物質として、冷凍空調機器等の冷媒等に広く使用されています。これら機器からの漏えい防止や廃棄時のフロン類回収の徹底等を図るため、適切な管理や廃棄等を促進します。

<具体的な取組>

- 機器の定期的な点検等を促進することで、漏えい防止を図ります。
- 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」等に基づき、適正な回収と処理を促進します。
- フロンを使わない製品への代替を促進するため、ノンフロンマークの周知を図ります。

2 未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立

①ライフスタイルの変革

省エネルギーや温暖化防止の視点を取り入れたライフスタイルの変革を促すため、具体的な行動を起こすきっかけとなる県民運動を展開します。また、二酸化炭素排出量の見える化を推進し、日常生活におけるエネルギーの使用量や二酸化炭素排出量を認識することにより、県民一人ひとりの意識を改革するとともに、県民運動の展開と合わせ、具体的な行動が個人から家庭全体、地域全体へと広がることを目指します。

<具体的な取組>

- 企業、市町、関係団体と連携して、家庭部門や業務部門における地球温暖化防止に向けた取組を進める「ふじのくにエコチャレンジ」を展開します。(I 2①)
- 各種団体、事業者と連携してエコドライブ講習会を実施します。
- 「ふじのくに地産地消の日」、「ふじのくに地産地消週間」にあわせて、様々な県民運動を展開し、二酸化炭素排出量を削減できる地産地消を推進します。
- 衣・食・住でゴミ削減運動を展開し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層推進します。
- 小学生を対象に地球温暖化防止のための省エネルギー行動のプログラムを実施します。(I 2①、I 2③、II 4②)
- 電力やガスなどエネルギー供給事業者の協力を得て、各家庭における二酸化炭素排出量や省エネルギー対策の効果などの見える化を図ります。
- 家庭のエネルギー使用量や用途を診断し、省エネルギー対策のアドバイスを実施します。(I 2①)
- 環境にやさしい消費行動を促進するため、省エネラベルなどにより環境負荷の少ない商品の情報を提供します。

②住まいの省エネ化

エネルギー使用量や二酸化炭素排出量等の見える化を促進することで、削減に向けた自主的な取組を進めるとともに、省エネ性能に優れた住宅や機器の普及を図ります。

<具体的な取組>

- 静岡県地球温暖化防止条例に基づき、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座を販売店舗に対して、これら製品の省エネルギー性能等に関する情報の掲出を義務付け省エネ機器への買替を促進します。
- 住宅における再生可能エネルギーの導入などを促進します。
- スマートメーターの設置やHEMSの導入などによるエネルギーの「見える化」を促進し、それを省エネ行動につなげます。

○省エネ性能に優れた住宅の建築やリフォームについて住まい博や県ホームページ等で情報提供します。(I 1 ④)

3 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進

①ビジネススタイルの変革

産業部門全体の排出量の約6割を占めている大規模排出事業所に対しては、引き続き、静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度により自主的な取組を促します。また、中小企業の省エネルギーの取組を総合的に支援するとともに、事業者の自主的な取組を促進するため、経済的、社会的インセンティブとなる仕組みの活用を促します。

<具体的な取組>

○エコアクション 21 地域事務局と連携して、環境マネジメントシステムの普及や同システムを取得している事業者の効果的運用を促進します。(I 1 ①)

○トラック協会やバス協会に対し、低公害車の導入、グリーン経営認証取得助成の実施等を促します。(II 4 ①)

○地球温暖化防止活動に貢献のあった個人・団体を対象に知事褒賞を実施します。(I 1 ①、I 1 ④)

○首都圏や海外の展示会に県ブースを設置し、地域企業の環境関連技術の販路開拓を支援します。

○条例により、一定規模以上のエネルギーを使用する事業所等に温室効果ガス排出削減計画書の提出を求め、その排出量の実績を公表します。(I 1 ①)

○条例により、マイカー通勤者が多い事業者に対して、自動車通勤環境配慮計画書の提出を求め、公表します。(I 1 ①)

○省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等についてセミナーやホームページ等を通じて情報提供を行います。(I 1 ①、I 1 ④)

○エネルギー管理士などの専門家による省エネルギー診断を充実させ、環境マネジメントシステムの導入を促進します。

○J-クレジットなど中小企業の省エネルギー対策のインセンティブとなる制度を周知します。(I 1 ①)

②事業所の省エネ化

エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の見える化を促進することで、削減に向けた自主的な取組を進めるとともに、引き続き、条例に基づく建築物環境配慮制度により、新築や増改築の際の建物の省エネ化を図ります。

<具体的な取組>

- スマートメーターの設置やBEMS、FEMSの導入などによるエネルギーの「見える化」を促進し、それを省エネ行動につなげます。(I 1 ①)
- 省エネ対策に取り組む意欲のある中小企業に対して、省エネ診断を実施するとともに、設備改修に対する助成や利子補給などにより支援します。(I 1 ①)
- 静岡県地球温暖化防止条例により、延床面積が一定規模以上の建築物の新築、増改築をする建築主に対して、建築環境総合性能評価システム(CASBEE) [※] による建築物環境配慮計画書の提出を求め、公表していきます。

[※] 建築環境総合性能評価システム(CASBEE)は、省エネ法に基づく省エネルギー措置の状況、居住環境、耐久性、緑化などの環境配慮項目を総合的に評価するもの

③環境産業の創出

県内の中小企業が環境産業など成長分野に参入する上で必要な情報の提供、技術力の向上、製品化に向けた研究開発費の支援、製品等の販路開拓の支援を総合的、一体的に実施していきます。

<具体的な取組>

- 新エネルギーに関する最新の技術動向を紹介するセミナーを実施し、地域企業の新たな製品開発を促進します。
- 次世代自動車に求められる軽量化技術の最新動向や自社で実践できる技術を学ぶ講座を実施し、県内の次世代自動車産業の中核を担う人材の育成を支援します。
- 環境技術をはじめとする成長分野に関する地域企業の研究開発成果を活用した製品化及びその事業化に対して助成を実施します。
- 首都圏や海外の展示会に県ブースを設置し、地域企業の環境関連技術の販路開拓を支援します。
- 県内中小企業等の次世代自動車に関する新技術や新工法を提案する展示商談会を開催し、大手自動車メーカーとの新規取引や協力関係の構築の支援をします。
- 県内中小企業の環境技術の海外展開支援の一環として、ビジネスマッチングの場の提供を行います。

4 低炭素社会を担う人づくり

①低炭素化をマネジメントする人材の育成

家庭や事業所の省エネ化を支援する人材を育成するとともに、事業所で環境経営を実践する人材を育成することにより、家庭や事業所の省エネ化を進めます。

<具体的な取組>

- 新たな省エネ技術や国・県の支援制度等を情報提供する勉強会を関係団体と連携し開催するなど、家（うち）エコ診断士やエコアクション 21 審査人等のスキルアップを図ります。
- トラック協会やバス協会に対し、低公害車の導入、グリーン経営認証取得助成を実施し、自動車から排出される二酸化炭素排出量を低減します。（Ⅱ 3 ①）
- 小中学校に対して、「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する国の施策等を周知し、学校における環境教育の推進に努めます。（Ⅰ 2 ③、Ⅲ 3 ①）

②地球温暖化防止に向けた環境教育の推進

「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人づくりを進めるとともに、静岡県地球温暖化防止活動推進員や環境関係団体が行う、地域に密着した地球温暖化防止に向けた啓発等の活動を支援します。

<具体的な取組>

- 県民一人ひとりが地球温暖化防止に向けた具体的な取組を実践するように、家庭、学校、職場、地域社会などの様々な場で、すべての世代を対象に、状況に応じた環境教育を推進します。
- 環境に配慮した企業活動を促進するために、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの普及を図ります。
- 高校生のエネルギーに関する学習活動の充実を図るとともに、近隣の学校との連携を図ります。
- 特別支援学校では、自然に親しむ学習や地域の自然を生かした学習、自然環境の保全を目的とした学習等を授業に取り入れます。
- 小学生を対象に地球温暖化防止のための省エネルギー行動のプログラムを実施します。（Ⅰ 2 ①、Ⅰ 2 ③、Ⅱ 2 ①）
- 地域における地球温暖化防止活動を実践するリーダーとして、静岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱するとともに、推進員のレベルアップのための勉強会等を開催します。
- 地球温暖化対策地域協議会等が行う地球温暖化防止につながる活動を支援するとともに、同協議会の連携強化を促進します。

5 気候変動による影響への適応

地球温暖化により実際に生じている影響や今後予測される影響を把握し、気候変動による影響に対する適応策を検討します。

Ⅲ 循環型社会に向けた取組

1 循環資源の3Rの推進

①県民総参加による Reduce 発生抑制、Reuse 再使用の推進

循環基本法で定められている、①Reduce 発生抑制、②Reuse 再使用、③Recycle 再生利用、④エネルギー回収という優先順位を踏まえ取組を進めます。

<具体的な取組>

- 2R(①Reduce 発生抑制、②Reuse 再使用)について、実際の行動に結び付けやすいように衣(衣類ごみの削減)・食(食品ロスの削減)・住(くらしの無駄削減)に区分して重点的に取り組みます。
- 国のガイドライン「一般廃棄物処理有料化の手引き(H25.4)」を活用しながら、一般廃棄物の発生抑制と再利用・再資源化を推進する方策の一つとしてごみ処理の有料化の検討を行うよう市町へ働きかけます。
- 2Rや環境配慮に取り組む販売店・飲食店・宿泊施設を登録し、専用ホームページで紹介する「ふじのくにエコショップ宣言制度」の認知度を上昇させ、利用者を増やします。
- 排出量の多い業種を対象とした研修会等を通じて、排出削減や最終処分量の減少の取組を促進します。
- 産業廃棄物の排出事業者を対象とした「産廃3Rキャンペーン」により排出事業者が自主的に行う削減取組を推進します。

②良質なりサイクル(Recycle 再生利用)の推進

循環型社会の形成のため各種リサイクルの推進とリサイクル製品認定制度の普及推進を図ります。

<具体的な取組>

- 小型家電リサイクルや食品リサイクルなど、各種リサイクル法に基づく制度への各市町や家庭等での取組を支援するとともに適正な再生を促進します。
- ハイブリッド自動車や使用済み再生可能エネルギー設備(太陽光や風力発電等の設備)等、新たな製品や設備に対するリユース・リサイクル情報等の発信を行います。
- リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し適正なりサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会や県内外における展示など幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに積極的利用を呼びかけます。県公共工事等での認定製品の積極的利用をさらに推進し、適正なりサイクルを推進します。
- バイオマスタウン構想でとどまっている市をはじめとして、より多くの市町がバイ

オマス活用推進計画を策定するよう、支援を行います。

③エネルギー回収の促進

市町の廃棄物処理施設整備における発電を促進します。

<具体的な取組>

- 高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備を支援する交付金の活用により、燃やさざるを得ない廃棄物から得られるエネルギーの有効活用を促進します。

④未利用資源の利用促進

未利用資源の循環利用を促進するため、下水汚泥等の有効活用を図ります。

<具体的な取組>

- 下水汚泥の再生利用の促進とエネルギー利用の検討を進めます。
- 未利用、低利用となっている水産物の高度利用に向けた新技術の開発に取り組みます。

2 廃棄物適正処理の推進

①事業者指導の強化と優良事業者の育成

産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任の徹底や処理業者への指導の強化を行います。併せて優良事業者の育成を図ります。

<具体的な取組>

- 排出事業者処理責任を徹底するため、研修会や立入検査を通じて、処理基準、委託基準及びマニフェスト制度などに関する法令遵守の指導を行います。
- 法令、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づく審査や立入検査を的確に行うとともに、適正処理推進研修会などを実施し、排出事業者及び処理業者に対する監視、指導及び助言を行います。
- 産業廃棄物処理業者による不適正処理を防止するため、処理業許可の申請については、厳格な審査を継続するとともに、悪質な法令違反者には、行政処分の執行など迅速かつ厳正に対処します。
- 産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図るため、優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る研修会等を開催し、基準適合業者数の増加を図るとともに、認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。
- 産業廃棄物処理システムの透明化により、廃棄物の不適正処理を抑止するとともに、

廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、電子マニフェストの普及をより一層促進します。

②適正処理推進体制の充実

県と市町が連携して、一般廃棄物・産業廃棄物の区分にとられない指導・監視体制を構築します。複数の市町に係る問題については、広域的な視点から調整や助言を行います。

<具体的な取組>

- 一般廃棄物処理施設に設置が義務付けられている技術管理者は、適正な維持管理を担うだけでなく、他の職員を監督する役割も担っています。施設の安定操業だけでなく、従事する職員の安全を確保するため、技術管理者の資質の向上を促進します。
- 産業廃棄物処理施設について、法的・技術的な助言などの支援とともに、情報公開など周辺住民への説明責任を指導します。
- 県外から搬入される産業廃棄物の適正処理のため、県外排出事業者に対し、条例に基づく搬入処分計画の事前協議の実施を徹底します。
- 産業廃棄物の処分や再生利用の実態を調査し、適正処理に必要な情報の提供に努めるとともに、処理状況の透明化を促進します。

③有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進

有害物質を含む廃棄物等の適正処理に向けた事業者指導及び正しい保管・廃棄方法に関する普及啓発等を行います。

<具体的な取組>

- PCB 廃棄物の適正処理を推進するため、保管事業者及び使用事業者に対し、「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、平成 39 年 3 月までに県内に所在する PCB 廃棄物の全量が確実に適正に処理されるよう取り組みます。
- 水銀に関する水俣条約の国際交渉の進展を踏まえた水銀廃棄物の適正な処理等に係る国の動向を注視し、適正処理を推進します。市町と連携し、水銀使用製品の正しい保管・廃棄方法に関する普及啓発を行います。

④不法投棄対策の推進

廃棄物の不法投棄撲滅に向けて、県民の意識の高揚を図り、県民総ぐるみの監視通報体制を構築し、不法投棄をさせない社会環境を作り上げていきます。警察などの関係機関との連携を深め、不法投棄を早期に発見し、行為者や関与者への責任追及を徹底します。

<具体的な取組>

- 県民の意識の高揚を通じて不法投棄を防止するため、市町、関係団体等と連携し、街頭キャンペーン等の啓発活動を行い、県民からの通報に対しては、現地確認や関係機関への連絡等、迅速に対応します。
- 不法投棄の早期発見を図るため、職員に加え民間監視員、民間警備会社への委託、関係機関による船艇やヘリコプターによるパトロールを実施します。
- 山梨県、神奈川県などの隣県との緊密な連携を図るため、情報交換のための会議や合同パトロールを実施します。

⑤不用品回収業者対策の強化

一般家庭や中小の事務所から排出される使用済みとなった家電製品等を収集、運搬する「不用品回収業者」のほとんどは一般廃棄物収集・運搬業の許可等を受けておらず、廃棄物処理法に抵触する違法な行為を行っていると考えられるためその対策を強化します。

<具体的な取組>

- 「なんでも回収します。」と宣伝しながらトラックで戸別回収する者、無料回収等の看板やのぼり旗を立てた空き地や駐車場へ使用済家電製品を持ち込ませる者、インターネットやチラシで不用品回収を宣伝し、訪問回収する者に対しては、市町等の関係機関と広域的に連携して立入検査を実施するなどして、監視体制及び指導を強化します。
- 消費生活センターや市町と連携して、県民への使用済家電の適正な処分方法の周知、徹底を図ります。

⑥災害廃棄物の適正処理の推進

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓から、災害時の廃棄物処理は、平常時から事前の対策を講じておくこととし災害廃棄物処理計画の充実等を図ります。

<具体的な取組>

- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を目的に平成 27 年 3 月に策定した静岡県災害廃棄物処理計画を、廃棄物処理法第 5 条の 5 において定められた都道府県廃棄物処理計画に記載された「大規模な災害に向けた対策の基本的考え方を具体的に示すもの」として位置付け、充実を図ります。
- 災害時においても、平常時と同様に、環境保全に努めるとともに、徹底した分別、再生利用等による減量化を基本的な考え方として、市町や民間団体等と連携・協力

して災害廃棄物処理に取り組み、復旧・復興を進めます。

3 循環型社会を担う基盤づくり

①環境教育等の推進

循環型社会の形成のために、行政のみならず、廃棄物に関わる全ての県民、地域住民組織、ボランティア団体、NPO 法人、団体、企業等が、できる限りの取組を進めます。

<具体的な取組>

- 循環型社会の形成に向けては、将来を担う子どもたちへの教育が重要であり、環境教育の推進を図ります。
- 食品ロスの削減などの普及啓発や賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を図ります。
- 小中学校に対して、「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する国の施策等を周知し、学校における環境教育の推進に努めます。（Ⅰ 2 ③、Ⅱ 4 ①）

②海岸漂着物等対策の推進

本県は豊かな自然や景観に恵まれており、その多くで全国有数の観光スポットとなっていますが、海岸線では、漂着した流木やごみ等が集まり海岸環境の悪化が懸念されています。美しい海岸等は次世代に継承すべき財産でもあることから各関係者と連携し環境保全に努めていきます。

<具体的な取組>

- 海岸漂着物対策をより一層促進するため、平成 27 年に策定した静岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、関係者の相互協力を更に促し、県内海岸の良好な景観及び環境の保全を図ります。

③環境ビジネスの振興

資源や創意工夫を最大限活用できるよう地域の多様な主体との協働の下での取組を促進します。

<具体的な取組>

- エネルギーやバイオマスなどをテーマとした視察会、セミナー、研究会等の事業を支援します。
- 環境ビジネスの支援ツールとして静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」

により、新技術・新製品などの情報発信、企業の取組の紹介などを行い、事業者間の連携や活発な情報交換を支援します。

④関係機関との連携強化

県庁内や市町・民間団体等外部との連携を強化します。

<具体的な取組>

- 各部局の循環型社会形成に関連する施策の進捗状況の把握や情報交換を行います。
- 市町・一部事務組合、各種団体、他県等、広域的な取組を推進するため、情報交換等を行います。

4 森林資源の循環利用の促進

①県産材の需要拡大

品質の確かな県産材の利用拡大、新たな販路拡大、製材・加工体制の拡充などにより、県産材の需要拡大を図ります。

<具体的な取組>

- 民間部門ではしずおか優良木材などの利用を促進するとともに、公共部門では率先して利用を推進し、品質の確かな県産材の利用拡大を図ります。
- 県外への販売や中国、韓国などへの輸出の取組を促進し、県産材の販路拡大を図ります。
- 地場密着型工場の製材加工施設や木材乾燥施設などの整備や、量産・低コスト型工場の整備を促進し、県産材の製材・加工体制の拡充を図ります。

②県産材の安定供給体制の確立

県産材の流通改革、低コスト生産システムの構築により、県産材の安定供給体制の確立を図ります。

<具体的な取組>

- 需要者のニーズに応じた一定品質の木材を、生産者から安定的に直接供給できる仕組みを作ります。
- 森林施業の集約化の促進、路網の整備と機械化の促進により低コスト生産システムによる利用間伐の定着と伐採から植栽まで一貫して実施する低コスト造林システムの確立による皆伐を促進します。

③ビジネス林業の展開

林業事業体の経営改革、森林技術者の育成及び確保により、ビジネス林業の展開を図ります。

<具体的な取組>

- 低コスト生産に必要な経営分析能力の向上や計画的な生産の実践を促進し、林業事業体などの経営改革を図ります。
- 林業への新規就業を促進するとともに、就業者の知識と技術の向上を支援し、人材の育成及び確保を図ります。

5 水循環の確保

①水資源の適正な管理と有効利用の促進

持続可能な水循環社会の形成に向け、水資源の安定確保や円滑な水利用を図るため、水利調整や地下水の適正利用、水資源に関する啓発活動等を推進します。

<具体的な取組>

- 小学生等を対象とした「水の出前教室」や「水の週間記念作文コンクール」等さまざまな啓発活動を実施し、水資源や水循環の大切さを周知します。(I 1④、I 2③)
- 水資源である地表水、地下水、雨水等の利用や保全の取組について総合的に管理する流域水循環計画を策定・推進します。
- 地下水賦存量調査の結果に基づき、県地下水条例の区域や基準の見直しなど地下水の適正管理について検討を進めます。
- 県地下水条例に基づく揚水量の遵守の指導や地下水位等の観測を行い、地下水障害を防止します。
- 各流域における適正な水利調整を行い、渇水時の給水制限を回避します。
- 県民の水資源を守る意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を展開します。(I 1④)

②安全な水道水等の安定供給

県民に安全かつ安定的に水道水を供給するため、水道の広域化や水道事業運営の効率化、水道施設の整備や耐震化、水質の適正管理等を推進します。

<具体的な取組>

- 水道事業者に対して、水道水源から給水栓までの水質の管理及び施設の適正な維持管理を指導します。
- 補助制度の活用や水道事業者と住民との連携(コミュニケーション)を指導・支援し、

水道施設の計画的な更新、耐震化を促進します。

- 小規模水道施設の統合など効率的な水道事業運営を指導・支援し、安定的に水道水を供給します。
- 県全体の水道ビジョンを策定するとともに、水道事業者が個別に定めるビジョンの実現に向け、助言や技術的支援を行います。
- 農業用水施設の適正な維持管理・改築更新のため必要となる費用の抑制や平準化を図るアセットマネジメントにより、長寿命化対策を含めた計画的な更新整備や保全管理を推進します。
- 生物の営みや県民の様々な活動の維持に必要な河川の正常流量を確保するため、既設の多目的ダムと生活貯水池の適切な管理に努めます。

③森林の持つ水源かん養機能の確保

「緑のダム」としての役割が大きい上流域の森林を水源かん養保安林に指定するなど、水源地域の森林の保全・整備を進め、安定的な水資源の確保に努めます。

<具体的な取組>

- 公益性が高く、所有者自ら整備することが困難な荒廃森林の整備を推進し、水源涵養機能の回復を図ります。
- 森林の集約化を図り、路網の整備と高性能林業機械で利用間伐を行う仕組みの普及や森林所有者等が行う間伐経費に対する支援により、計画的な森林整備を促進します。
- 治山事業等により水源地域の森林の整備と保全を推進し、水源涵養機能の機能を高めます。

IV 自然共生社会に向けた取組

1 生物多様性の確保

①生物多様性地域戦略の策定

生物多様性の保全やその持続可能な利用を図るため、本県の地域特性に応じた生物多様性地域戦略を生物多様性基本法に基づき策定します。

<具体的な取組>

○平成29年度に静岡県生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の重要性と理念の普及を図るとともに、多様な主体による取組を推進します。

②希少野生動植物の保全

希少野生動植物の保護並びに生物多様性の保全の重要性について県民等への浸透を図るとともに、多様な主体による希少野生動植物の保護回復事業を促進します。

<具体的な取組>

○静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少種を指定し、捕獲・採取等を規制するほか、多様な主体による生息地等の保護回復事業を促進します。

○平成29年度にレッドデータブックを改訂し、自然保護行政や大規模開発等における適切な自然環境の保護・保全の標として活用を図ります。

○生態系や農林産物に多大な被害を及ぼしているニホンジカなどの野生鳥獣について、個体数調整の実施など、計画的な管理を進めます。

○自然保護団体等との協働により、生息・生育環境の整備や自然環境の調査等を実施し、野生動植物の保護を図ります。

○富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、富士山静岡空港に係る環境監視計画に基づく監視・管理を行うとともに、ビオトープを通じて、多様な動植物と触れ合う場の提供や環境啓発を図ります。

③外来動植物対策

豊かな自然環境や生態系を守るため、県内に生息・生育する野生動植物の繁殖等を脅かす要因の一つとなっている特定外来生物の駆除等を促進します。

<具体的な取組>

○外来生物が、県内の野生動植物の生息を脅かすことのないよう「入れない、捨てない、拡げない」の外来生物被害予防3原則を普及・啓発します。

○外来生物の生息分布情報等を提供するとともに、公物管理者等による外来生物法に基づく防除計画の策定を支援します。

- 世界遺産富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、侵入防止対策や除去活動の充実を図ります。(IV 2 ③)

④有害鳥獣対策

野生鳥獣による生態系や農林水産物への被害防止を図るため、生息環境対策、被害予防対策、捕獲対策を3本柱とした取組等を進めます。

<具体的な取組>

- 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息頭数管理や被害防除を計画的に実施します。
- 有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、初心者や中級者を対象とした捕獲技術研修を実施します。(I 2 ③)
- 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び有害捕獲を促進します。
- 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。
- 静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会において、関係機関との情報共有化を図るとともに、試験研究機関の開発した被害防止技術の普及啓発や鳥獣被害防止施設の整備を促進します。
- 鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた取組を支援します。
- 各地域の被害状況に即した対策に取り組めるよう、必要な助言・指導ができる鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成を進めます。
- カワウによるアユ等の食害防止を図るため、関係する県による広域的な駆除対策の検討に加え、銃器による駆除を市町や漁協等と連携して実施します。

2 自然環境の保全

①森・川・海の保全と復元

森、川、海が連続しているという認識の下、多様な生物の生息・生育場所であり、人が身近に自然を感じることができ、憩いの空間でもある森林や河川、海岸等の保全と再生に取り組めます。

<具体的な取組>

- 公益性が高く、所有者自ら整備することが困難な荒廃森林の整備を推進し、森林の生物多様性を高めます。
- 静岡悠久の森(県有林)を自然環境財として保全するとともに、県民や企業等の森づ

くり活動の場として提供します。

- 林地の開発に伴う災害及び水害の防止、水資源及び環境の保全を図る「林地開発許可制度」を適切に運用します。
- 干潟や湿地・砂浜など多様な自然環境の保全・再生を促進します。また、維持管理等を含め、県民との協働による保全・再生に努めます。
- 保安林の適正な配備と治山事業などによる保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。(IV 4 ③)
- 藻食性魚類の駆除など、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動への取組を支援します。(IV 4 ①)
- 海岸漂着物を迅速かつ的確に処理するよう支援し、海岸環境の悪化や漁業への支障を防ぎます。
- 温泉掘削等の許可及び立入・監視指導等を通じ、温泉資源の保護及び適正利用の促進を図るとともに、可燃性天然ガスに係る安全対策を推進します。

②自然環境に配慮した公共事業の推進

公共事業の実施にあたっては、事業の計画・設計段階から貴重な自然環境のある場所はできるだけ回避し、回避できない場合は影響の最小化や代替措置を講じることを基本として、環境の保全や回復を図ります。併せて、必要な安全性を確保しつつ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮して実施します。

<具体的な取組>

- 良好な景観を形成する道路緑化を進めるなど、うるおいのある道路空間の創出を図ります。
- 河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を基本とし、治水の安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンドなど現存する良好な環境を保全・再生することなどにより、生物の生息・生育環境及び多様な景観の保全に努めます。
- 海岸の整備にあたっては、高潮、津波等から海岸を防護しつつ、養浜などにより生物の生育・生息地の確保や景観への配慮、海浜の適切な利用の確保を行います。
- 港湾の整備では、沿岸域の豊かな自然環境の保全・再生・創出を積極的に行い、ます。また、にぎわいのある美しい港湾空間を形成するとともに、避難地や防災拠点として活用できる「防災・減災」の機能を持ち、かつ親水性を有し自然環境と共生する緑地の整備に取り組みます。
- 地域住民等による保全活動と連携しながら、農業と農村の持つ多面的機能が維持されるように農村地域の整備を進めます。
- 治山施設の整備にあたっては、自然環境保全への配慮を図りながら、荒廃山地の復

旧整備を計画的に進めます。

③富士山の自然環境保全に向けた取組

世界文化遺産である富士山の自然を保全し、その恵みを後世に継承するため、総合的かつ長期的視点に立った自然環境保全対策の推進を図ります。

<具体的な取組>

- 富士山憲章に基づき、環境保全を推進します。
- 富士山の自然や文化、世界遺産となった富士山の保全に向けた取組について多くの人に認識を深めてもらうため、啓発活動等を実施します。
- 登山シーズンの交通渋滞を解消し、富士山の自然環境の保全を図るため、一般車両乗り入れ規制(マイカー規制)を実施します。
- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、侵入防止対策や除去活動の充実を図ります。(IV 1 ③)

④自然公園等の適正な管理と利用の推進

県民の貴重な財産である自然公園等の優れた自然環境の保全に配慮しつつ、県民に愛され、利用される自然公園等を目指します。

<具体的な取組>

- 自然公園計画の計画的な見直しのほか、自然公園法や自然公園条例に基づく許認可を適正に行う等により、自然環境の保護と適正な公園利用を推進します。
- ユネスコエコパークに登録された南アルプス地域において、その目的である生態系の保全と持続可能な利活用の調和を推進します。

⑤美しい景観づくり

自然、歴史、文化などの地域特性を活かした美しく魅力的な景観の創造と保全を、また、身近な生活空間における豊かな緑や潤いの空間の確保を推進します。

<具体的な取組>

- 「ふじのくに色彩・デザイン指針」を策定し、地域の景観と調和した公共施設の整備や景観に配慮した公共事業の全庁的な取組を推進します。
- 富士山や牧之原茶園、伊豆半島など本県の主要な広域景観を有する「しずおか景観形成重要地域」において、住民、事業者、市町などとの連携を図りながら、良好な景観形成の方策を総合的かつ重点的に推進します。(I 2 ③、IV 5 ①)
- 富士山静岡空港周辺地域の環境を保全するため、富士山静岡空港に係る環境監視計

画に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施するとともに、地元 NPO 法人との協働による自然環境活用や景観形成の取り組みを進めることで、地域への情報発信及び人材活用を図ります。(I 2③、IV 5①)

- 電線管理者や市町との連携を図りながら、道路の無電柱化を推進し、道路景観の向上と安全で快適な歩行空間を確保します。
- 屋外広告物の規制、屋外広告業者の指導・監督等により違反広告物の削減に努めます。
- 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」による広報活動等を進め、棚田や里地など、農の営みにより代々守られてきた貴重な農村景観の保全・継承を促進します。(IV 4①)
- 「一社一村しずおか運動」や「しずおか棚田・里地くらぶ」、「ふじのくに美農里プロジェクト」等による具体的な保全活動を推進します。(IV 4①)
- 県民の景観意識の醸成を図るため、県内各地で地域課題に即した内容の景観セミナーを開催します。
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の維持・向上を支援します。
- 優れた景観形成に貢献している個人又は団体を「静岡県景観賞」として表彰することで、魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図ります。
- 伊豆半島を含む富士山麓地域において、関係団体と連携して、県民参加により桜名所の維持管理を行い、富士山と桜が織り成す日本を象徴する景観の保全に努めます。

3 人と自然との関係を見つめ直す

①自然ふれあい施設等の利用促進

自然とのふれあいを通じ、県民の自然環境への理解を促進するため、県有自然ふれあい施設等や体験の場を提供します。

<具体的な取組>

- 県有自然ふれあい施設等の利用者の安全確保と施設の魅力向上のため、施設の適切な維持管理に努めます。
- 県立青少年施設等において、指定管理者等の持っているノウハウを活用するなど、自然とふれあう学習の機会を拡大し、魅力ある事業の実施に努めます。

②エコツーリズム等の支援

誰もが自然とのふれあいを享受できることを目指し、都市と農山漁村との交流を支

援します。

<具体的な取組>

- 農林漁業体験や環境学習、住民間の交流活動など、地域の資源を活用したツーリズムの取組により、都市と農山漁村との交流を促進します。
- ジオパークを活用したツーリズムや教育を推進する伊豆半島のユネスコグローバルジオパーク認定に向けた取組を支援します。

4 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮

①里地・里山・里海の保全

農林水産業の持続可能な展開や農山漁村の維持・発展により、国土の保全、生態系の保全、交流の場の形成など、里地・里山・里海が有する多面的な機能を発揮させます。

<具体的な取組>

- 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」による広報活動等を進め、棚田や里地など、農の営みにより代々守られてきた貴重な農村景観の保全・継承を促進します。(IV 2⑤)
- 「一社一村しずおか運動」や「しずおか棚田・里地くらぶ」、「ふじのくに美農里プロジェクト」等による保全活動を推進します。(IV 2⑤)
- 河川生物の遡上・降河を阻害しない魚道の設置や多自然型工法の採用、在来種による緑化等により、水と緑のネットワークの形成を行い、自然環境の保全と再生を行います。
- 県民参加による森づくりを進める「森づくり県民大作戦」や企業等により森づくりを進める「しずおか未来の森サポーター」制度など、社会全体で支える森林管理体制の構築を促進します。
- 平地と比べて農業生産の条件が不利な中山間地域を支援することにより、集落機能の維持と耕作放棄地の発生を防止し、農業の持つ多面的機能の維持を図ります。
- 藻食性魚類の駆除など、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動への取組を支援します。(IV 4①)

②環境保全型農業の促進

農業生産の持続的な発展と環境への負荷軽減を図るため、化学肥料や化学農薬の削減、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、環境保全型農業の生産者への普及と消費者の理解促進を図ります。

<具体的な取組>

- 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの認定等を進め、環境保全型農業の普及を図ります。
- 交流会の開催や情報交換を行い、有機農業を志向する農業者や消費者を支援します。
- IPM 実践指標の作成や技術支援を行い、IPM(総合的病害虫・雑草管理)の普及を図ります。
- 環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、環境保全型農業直接支払制度による支援を行います。
- 流通過程における二酸化炭素発生の抑制にも寄与する食の地産地消を促進します。

③森林の多面的機能の発揮

森林の適正な整備と保全により、木材生産機能のほか、地球温暖化の防止、県土の保全、水源の涵養、生物の多様性の保全など、森林の多面的機能を発揮します。

<具体的な取組>

- 林道の整備と間伐などの森林施業の着実な実施を促進するとともに、低コストで実施できる植林と育林システムを構築し、適正な森林整備を図ります。
- 保安林の適正な配備と治山事業などによる保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。(IV 2 ①)
- 公益性が高く、所有者自ら整備することが困難な荒廃森林の整備を推進します。
- 環境と経済を両立させた世界水準の森林管理に向け、国際的な森林認証の取得を促進します。

④環境保全型漁業の普及

魚介類の親資源を適正に管理することで、次世代の資源を確保し、水産資源を持続的に利用する漁業への取組を促進します。

<具体的な取組>

- 漁獲可能量(TAC) 制度の適正な運用や漁業者による漁期や漁獲量の制限など自主的な漁獲制限の促進により水産資源の適正な管理を行います。
- マダイやアワビなど漁業にとって重要な魚種の種苗を栽培漁業基本計画に基づいて放流し、水産資源の維持・増大に努めます。

5 良好な生活環境の確保

①水・大気・土壌等の環境の保全

快適な暮らしの基盤である水、大気、土壌などの生活環境を良好に保つための監視や指導を着実にを行います。

<具体的な取組>

- 環境基準の達成率が低い微小粒子状物質(PM2.5)の測定局を増設し、大気汚染物質の常時監視体制の充実を図ります。
- 大気や水質等に関する工場・事業場等に対し自主管理を促進するとともに、排出基準の遵守の指導や常時監視を強化します。
- 地元が主体となった環境保全活動の促進により、浜名湖の水環境の保全を図ります。
- 新幹線鉄道騒音等を監視測定し、環境基準を上回る場合には低減化対策を要望します。
- 富士山静岡空港周辺地域の環境を保全するため、富士山静岡空港に係る環境監視計画に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施するとともに、地元 NPO 法人との協働による自然環境活用や景観形成の取り組みを進めることで、地域への情報発信及び人材活用を図ります。(I 2③、IV 2⑤)
- バイパスの整備や交差点改良など交通流の円滑化や低騒音舗装の整備に加え、低公害車の普及やイドリング・ストップ運動などにより、自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減を図ります。
- アスベスト含有建築物の解体工事等における周辺環境への飛散防止等を指導します。
- 市町等と連携して環境汚染の未然防止や汚染の拡大防止を図ります。
- 公害に関する紛争は、公害審査会において解決(あっせん・調停・仲裁)を図ります。
- 一定規模以上の工場又は事業場の新設又は増設を行う場合には、関係法令に基づく届出の前に、事業者と事前に協議を行い、事業者の環境負荷の低減のための総合的・自主的な取組を指導します。

②化学物質の適正管理

人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質の実態的確な把握とともに、適正管理の推進や排出の抑制、検出された場合の必要な措置により、良好な生活環境の維持に努めます。

<具体的な取組>

- 工場・事業場における化学物質の自主管理を促進するとともに、排出基準の遵守の指導や環境モニタリング調査を行います。

- ダイオキシン類等が検出された場合、原因究明や対策指導、継続的な監視を実施します。
- 未規制化学物質やゴルフ場農薬等の環境汚染の実態を調査・把握し、未然防止に役立てます。
- PRTR制度による化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションを推進します。
- 工場に選任されている公害防止管理者を対象に環境法令や公害防止管理に関する知識・技能習得を目的とした再教育研修を実施します。(I 2③)

③花と緑のうるおいある魅力的なまちづくりの推進

花や緑は、やすらぎとうるおいのある生活環境の提供、都市の熱環境の改善、山から海あるいは都市と都市を繋ぐ生態系ネットワークとしての緑の回廊など、多様な機能を有しています。草花を育てるやさしい心を持った人の輪を広げ、県民参加による持続的な緑化を促進し、花と緑のうるおいのある魅力的なまちづくりを推進します。

<具体的な取組>

- 市町、関係団体、県民等と連携し、緑化ボランティアの活動支援やリーダー養成研修等、人づくりや県民参加の仕組みづくりに取り組みます。
- 市町、関係団体と連携し、公共的空間の緑化や、既存緑地の維持管理等に取り組みます。
- 県営都市公園の適切な管理及び利用促進に努めるとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進し、都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出します。
- 生活と自然が調和する「家・庭一体の住まいづくり」を提案します。
- 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」、「リバーフレンドシップ」、「ふじのくに美農里プロジェクト」など、協働による美化活動や環境保全活動を推進します。(I 2②)

④環境アセスメントの実施の指導

大規模な開発事業の実施に際し、事業者による事前の環境に及ぼす影響への調査、予測、評価及び環境保全のための適切な措置について意見を述べるとともに、開発後における環境への影響に対する継続的な調査の実施を事業者に対して指導します。

⑤調査・研究の充実

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築や、快適な暮らし空間を実現する調査・研究を関係団体との連携を図りながら進めます。また、国や大学・民間企業の研究機関等との連携強化や研究員の資質向上等を図ります。

第4章 計画の推進

1 各主体に求められる役割

本計画の推進にあたっては、県民、各種団体、事業者、行政のそれぞれが、環境の現状について正しい認識を持つとともに、環境の保全に向け、担う役割を理解して、それぞれの立場に応じた自主的かつ積極的な取組が求められます。

(1) 県民の役割

日々の生活が環境に影響を与えていることを正確な情報に基づき理解し、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか検証することが必要です。それぞれの立場に応じて自らができることを考え積極的に改善していくことが重要です。

取組の効果は、一人より二人、二人より三人の方が大きくなり、また継続性も期待できます。

(2) 各種団体の役割

行政や個人では対応できない柔軟な活動を比較的広範囲に行うことが期待されます。また、県民と事業者、あるいは事業者と行政など、各主体の接着剤としての役割とともに、忘れられている過去に環境についての情報を提供することも期待されます。

(3) 事業者の役割

事業活動は、使用する資源やエネルギー量等から見ても、環境に大きな影響を与えることが想定されるだけに、法令の遵守のほか、省エネ設備の導入などの環境への負荷の軽減に向けた積極的取組が期待されます。

また、地域社会の一員であることを認識し、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも求められます。

(4) 行政の役割

各主体が積極的に環境保全に取り組めるよう接着剤としての役割とともに、さまざまな垣根を越えたネットワークづくりを進めることや、各主体が適切に行動するための正確な情報発信が求められます。

その前段として、過去から現在にわたる静岡県の環境について、豊富な知識をもとに正確な情報を発信していくことが求められます。

2 計画の推進体制

環境マネジメントの考え方により、毎年、『Plan（計画の策定や見直し）』→Do（計画の実行）→Check（進捗状況の把握）→Act（改善）』のいわゆる PDCA サイクルで、改善を図りながら取組を進めてきました。

Checkにおいては、県民等との意見交換の場を設け、地域の環境課題の把握や対応を検討します。

なお、現状分析が不十分な状態で立案・実行することを防ぐため、CAPD サイクルによる環境基本計画の見直しを行う。

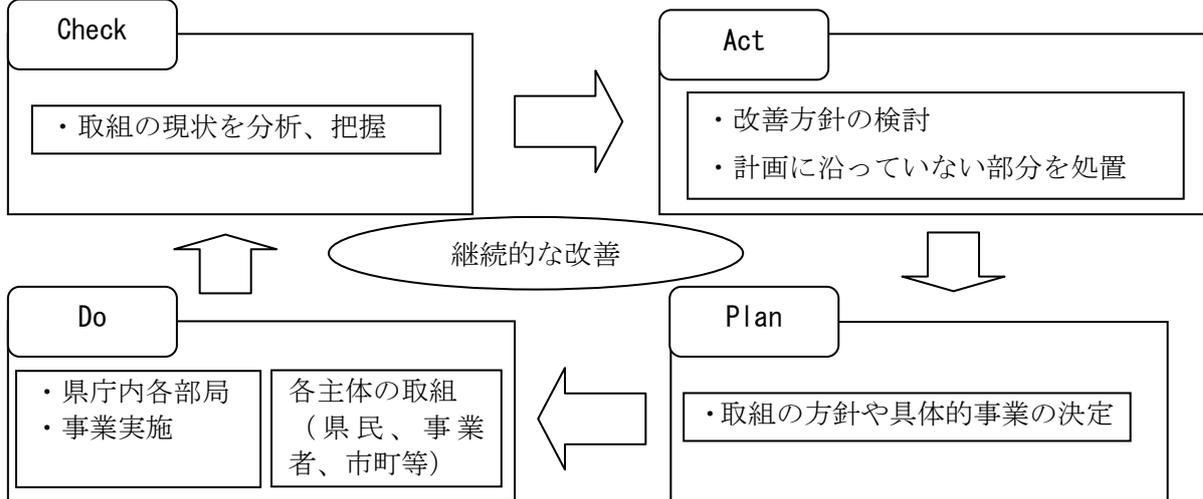
環境基本計画は、現状の分析と、指標が目標値の妥当性を検討し、次期総合計画に反映させることを主な役割とします。

C：現状分析 A：改善方針の決定 P：具体的な施策の立案 D：施策の実施

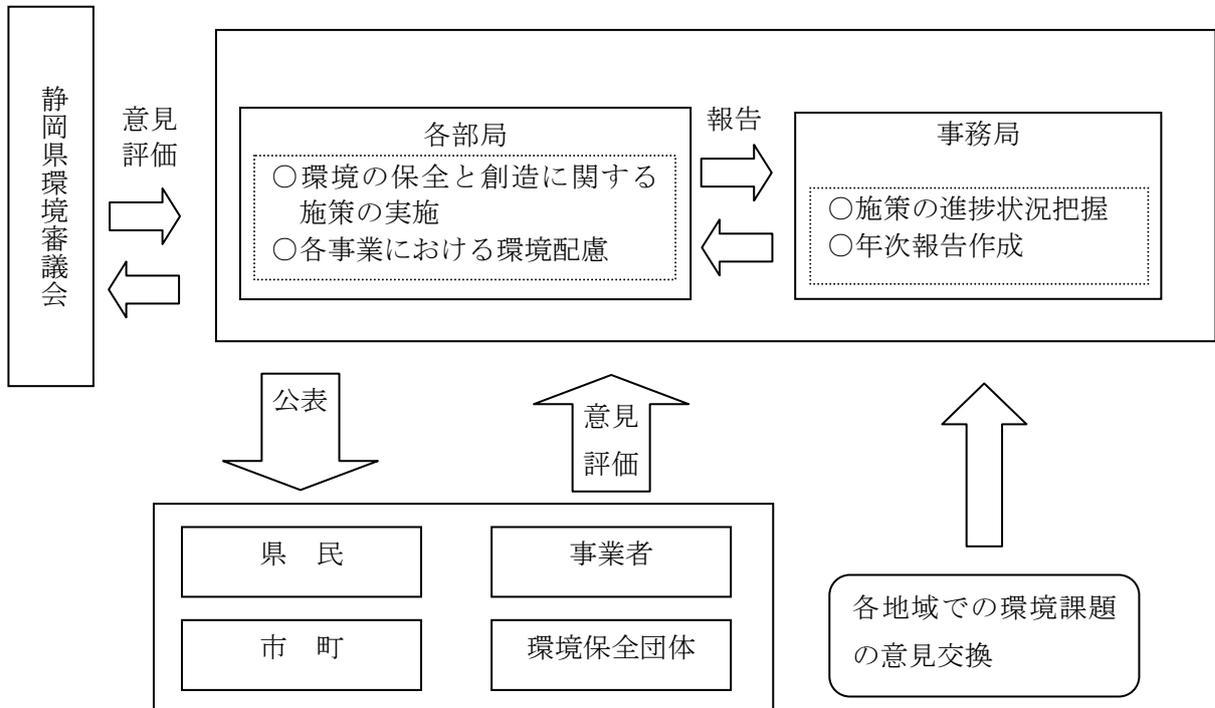
《計画推進のイメージ》

- ・「管理目標」は、総合計画と共用にする。
- ・「環境基本計画」：現状分析と改善策の検討を主に行う ⇒ 「総合計画」見直しに反映

CAPD サイクル



○体制



参 考 資 料

<改定版> 第3次静岡県環境基本計画の特徴

<改定版> 第3次静岡県環境基本計画環境指標一覧

<改定版> 第3次静岡県環境基本計画用語説明

<改定版> 第3次静岡県環境基本計画策定の経過

静岡県環境審議会委員名簿

静岡県環境基本条例

＜改定版＞第3次静岡県環境基本計画の特徴

環境行政を取り巻く状況の変化（東日本大震災や PM2.5 等の新たな大気汚染など）を踏まえ必要な見直しを行いました。

見直し後の「改定版第3次静岡県環境基本計画」の特徴は次のとおりです。

【特徴1】施策展開の基本的な考え方に、次の2つの視点を追加

（1）双方向の戦略的コミュニケーションによる情報発信の強化

- 情報の受け手側にも配慮した双方向の戦略的コミュニケーション手法の導入
- ターゲットは5年後に社会の主体となる年代（10代後半～20代）

＜説明＞

- ・ 従来の情報発信では、一方的な情報提供のため、発信者の意図が情報の受け手（ターゲット）側に十分に伝わっていませんでした。
- ・ このため、対象者・情報内容・提供手段の最適化を図り伝えていく「双方向の戦略的コミュニケーション」により、情報発信を強化します。
- ・ ターゲットとする年代は、5年後に社会の中で新たに活躍する、また、子供たちを育て、教育する立場になる10代後半から20代とします。

※ 「双方向の戦略的コミュニケーション」

効果的な情報発信には、まず、受け手側の、感情や認識を正確に把握したうえで、効率的な手法を検討していくという観点を加えたコミュニケーション

（2）環境教育を実践する人材育成の充実

- 環境教育団体の自立化・ネットワーク化を図り環境教育を充実

＜説明＞

- ・ 環境教育団体が、継続して環境プログラムを提供できるように経営力を身に付けた指導者等を養成し、団体の自立化を図るとともに、ネットワーク化を図り、環境教育の充実を図ります。

【特徴2】CAPDによる環境基本計画の推進

- 十分な現状分析後に立案・実行する CAPD（現状分析⇒対応方針⇒施策立案⇒実行）による見直し

- 環境基本計画の環境指標と総合計画の数値目標の共用

＜説明＞

- ・ 現状分析が不十分な状態で立案・実行することを防ぐため、CAPD サイクルによる環境基本計画の見直しを行います。
- ・ 環境基本計画と総合計画の進捗状況を管理する指標の多くが重複するため、基本的には環境基本計画の環境指標は総合計画の数値目標に合わせます。

＜改定版＞第3次静岡県環境基本計画環境指標一覧

I ライフスタイル・ビジネススタイルの変革

指標(単位)	指標の内容	現状値 (年度)	R3 目標
環境保全活動を実践している県民の割合(%)	環境に配慮した暮らし方を実践している人の割合「おおいに実践している」「ある程度実施している」の合計	84.1 (R1)※1	100.0
B E L S 評価書取得件数 (件)	建築物の省エネ性能等に関する第三者認証である B E L S の取得件数	26 (H29)	58

※1 県政世論調査の結果

II 低炭素社会に向けた取組

指標(単位)	指標の内容	現状値 (年度)	R3 目標
県内の温室効果ガス排出量の削減率(H17比)(%)	温室効果ガス排出量の基準年度に対する増減割合	△15.0 (H29 速報値)	△ 21.0
新エネルギー等導入量 (原油換算：万k1)	県内の豊かな自然資源を活用した県内の新エネルギー等の導入量(天然ガスコージェネレーション含む)	110.5 (H29)	159.1
グリーンバンクで支援している緑化活動団体数(団体)	公益財団法人静岡県グリーンバンクが助成を行っている緑化関係団体数	193 (H30)	200
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積(ha/年)	森林の多面的機能が持続的に発揮される適切な状態に保つために整備(植栽、下刈、間伐など)を行った森林面積	10,080 (H30)	毎年度 10,000

III 循環型社会に向けた取組

指標(単位)	指標の内容	現状値 (年度)	R3 目標
一般廃棄物排出量(1人1日当たり)(g/人・日)	一般廃棄物(家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ)県民1人1日当たりの排出量 ※外国人を含む	878 (H29)	815
産業廃棄物最終処分率(%)	産業廃棄物の1年間の排出量に対する最終処分量の割合	2.2 (H29)	1.8

下水汚泥のリサイクル率 (%)	県内の下水処理場から発生する汚泥が堆肥等にリサイクルされた割合	96.9 (H29)	100.0
木材生産量(万m ³)	県内の森林から生産した丸太の体積(暦年) (「県森林整備課調査」) (農林水産省「木材需給報告書」から置き換え)	45.3 (H30)	50.0
水道法水質基準不適合件数(件)	水道施設における水質検査の不適合検体数	1 (H30)	0

IV 自然共生社会に向けた取組

指標(単位)	指標の内容	現状値 (年度)	R3 目標
自然公園・自然環境保全地域面積 (ha)	自然公園(国立、国定、県立)、原生自然環境保全地域(国指定)、自然環境保全地域(国指定、県指定)、希少野生動植物保護条例による生息地等保護区の面積の合計	90,347 (H30)	90,347
富士山の世界文化遺産としての価値の理解に関する質問事項に正しく回答した人の割合 (%)	県政世論調査で富士山の価値を「信仰の対象」と「芸術の源泉」であると回答した人の割合	23.0 (R1)※1	50.0
グリーンバンクで支援している緑化活動団体数(団体)【再掲】	公益財団法人静岡県グリーンバンクが助成を行っている緑化関係団体数	193 (H30)	200
森づくり県民大作戦参加者数(人)	森づくり県民大作戦の参加者数	28,271 (H30)	28,000
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積 (ha) 【再掲】	森林の多面的機能が持続的に発揮される適切な状態に保つために整備(植栽、下刈、間伐など)を行った森林面積	10,080 (H30)	毎年度 10,000
河川、湖沼の水質に係る環境基準(BOD,COD)の達成率(%)	公共用水域(河川、湖沼)における生活環境の保全に関する環境基準の代表指標である生物化学的酸素要求量(BOD)及び化学的酸素要求量(COD)を達成した測定地点の割合(※2)	98.4 (H30)	100
大気に係る環境基準(SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPM、PM2.5)の達成率(%)	大気に係るSO ₂ (二酸化硫黄)、NO ₂ (二酸化窒素)、CO(一酸化炭素)、SPM(浮遊粒子状物質)、PM2.5(微小粒子状物質)の環境基準を達成した測定地点の割合(※2)	99.5 (H30)	100

※1 県政世論調査の結果 ※2 環境基準達成地点数÷測定地点数

＜改定版＞第3次静岡県環境基本計画用語説明

本文中に出てくる用語で、わかりにくいと思われるものについて、説明しています。

【IPM】

総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management）の略称。利用可能なすべての防除技術を経済性に考慮しながら慎重に検討し、病虫害及び雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるもの。これを通じて、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小限の水準にとどめている。

【IPCC（気候変動に関する政府間パネル）】

IPCCは、Intergovernmental Panel on Climate Changeの略語で、地球温暖化問題に関する科学的・技術的知見を提供するため、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）が共同して1988年11月に設立された。温暖化に関する化学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。

【一社一村しずおか運動】

農山村と企業等が対等な関係のパートナーシップを組み、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かした双方にメリットのある協働活動を行う運動で、県が農山村と企業の要望をコーディネートしている。平成17年度に開始した。

【エコアクション21】

全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境省が策定した環境マネジメントシステムのこと。ガイドラインに基づき実際の環境負荷低減の取組を行い、その結果を公表する仕組みとなっている。

【エコファーマー】

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式（土作り、化学肥料・農業の使用低減を一体的に行う生産方式）を導入する計画を立て、都道府県知事等の認定を受けた農業者の愛称名である。

【エコマート静岡】

静岡県が運営する環境ビジネスに関するインターネット上の情報サイト。環境関連の技術・製品・サービス等の情報発信、学識者・企業人の意見等のコラムや環境ビジネス事例の掲載、企業や消費者の情報交換の場の提供を行っている。

【オゾン、オゾン層】

強力な酸化力をもつ酸素の同位体。空気中での放電、紫外線の照射、黄燐の空気中酸化等によって生ずる臭気のある気体で、0.15ppm を超すとのどの粘膜が冒され、5～10ppm の濃度を連続的に吸うと死に至る。オゾン層が地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっているのがオゾン層で、太陽からの紫外線遮断に役立っているが、フロン類によるオゾン層の破壊があり、今のところ回復の兆しがみられていない。

【化学的酸素要求量（COD）】

水中の有機物や一部の無機物が、酸化剤によって酸化された時に消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど水質汚濁が著しい。湖沼や海の汚濁状況を表す時などに使われる。

【環境学習指導員】

平成 17 年度より本県で始まった環境学習指導員の登録制度により登録されている指導者の名称。それぞれが得意な分野を切り口にしながら、地域や学校等において、環境学習会等の企画・運営、指導、県主催の環境学習会への参加を行う。登録の条件は、本県主催の養成講座の修了者、県等から推薦された者、環境カウンセラー（環境省）や（財）森林インストラクター）の登録者となっている。

【環境にやさしいトイレ】

し尿を処理槽内で分解し、処理水等を外部に排出しない方式の自己完結型トイレ。バイオ式（オガクズ）トイレや水浄化循環式（かき殻）トイレ等があり、環境への負荷が少ない。

【気象変動枠組条約】

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。条約においては、①締約国の共通だが差異のある責任、②開発途上締約国等の国別事情の勘案、③速やかかつ有効な予防措置の実施等の原則のもと、先進締約国に対し温室効果ガス排出削減のための政策の実施等の義務を課している。

【京都議定書】

1997 年 12 月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された議定書。先進国における温室効果ガスの削減目標値等について規定している。具体的には、先進国全体で 2008 年から 2012 年までの 5 年間に、温暖化ガスの平均排出量を 1990 年比で 5.2%削減することを取り決めた。各国の削減率は、欧州連

合（EU）8%、ロシア0%、日本6%などである。同議定書は2005年2月に発効した。

【景観行政団体】

政令指定都市、中核都市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、その他の市町で都道府県と協議し、同意を得た区域にあつては当該市町をいう。

【里地・里山・里海】

里地・里山は、奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成された地域をいい、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される。里海は、人手が加わることにより生物の生産性と生物多様性が高くなった沿岸域のことで、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた。

【J-クレジット】

国が、省エネ機器の導入や森林経営などの取組による温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として認定する制度である。

【しずおかアダプト・ロード・プログラム】

道路の清掃美化のボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業、学校等の活動団体と、道路管理者である県、ゴミの回収などを支援する市町がパートナーシップに基づき同意書を交わし、協働できれいな道・きれいな街を目指す仕組みである。

【しずおか木使い県民運動】

県民一人ひとりが、しずおかの木を使うことの意義や木の良さを理解し、身近な生活の中で木を使うことを進めていこうという運動である。

【しずおか棚田・里地くらぶ】

「静岡県棚田等十選」に認定された棚田等の保全活動を行うボランティア組織である。

【静岡県地球温暖化防止条例】

日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制することによって地球温暖化を防止し、自然の恵みに満ちた地球環境を将来の世代に継承していくために平成19年7月に制定された条例。主な内容として、「県、事業者、建築主、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務」、「自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書の提出を義務付けや概要の公表」、「電気器具の省エネルギー性能情報の表示・説明、新車の温室効果ガスの排出量、燃費等の説明」等について明記されている。

【静岡県版レッドデータブック】

本県における絶滅の可能性のある野生生物についてとりまとめたもので、自然保護行政の基礎資料として、開発行為における野性動植物保全対策の検討等に活用されている。植物（維管束植物）、ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類の8分類群について、対象種をその絶滅の可能性により、絶滅危惧Ⅰ類（ⅠA類、ⅠB類）、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種等のカテゴリーに分けている。

【静岡県リサイクル製品認定制度】

リサイクル製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の減量と再利用を促進し、循環型社会の構築を目指すことを目的として、平成17年度に創設した制度。廃棄物を原材料として、静岡県内で製造・加工されたリサイクル製品のうち、品質及び環境安全性について基準を満たしたものを認定している。

【次世代エネルギーパーク】

国（資源エネルギー庁）は、再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーについて、実際に国民が見て触れる機会を増やすことを通じ、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解を図るため、太陽光等の再生可能エネルギー設備や体験施設等を整備した計画を「次世代エネルギーパーク」として認定している。

【スマートコミュニティ】

地域全体で賢くエネルギーを使用していく考えに基づき、再生可能エネルギーやITを利用し、電気や熱の融通など効率的なエネルギー利用を実現する環境に配慮したインフラ整備のことである。

【スマートメーター】

HEMS（Home Energy Management System：家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム）等を通じた電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のことである。

【生物化学的酸素要求量（BOD）】

水中の有機物が微生物により分解される時に消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど水質汚濁が著しい。河川の汚濁状況を表す時などに使われる。

【生物多様性】

自然保護を考える上で最も重要なことで、同じ種の中でも遺伝的に変異があること、同じ生態系に多くの種がいること、ひとつの地域に様々な生態系があることである。各種の開発行為による生息地の減少や劣化、外来生物による生態系のかく乱により生物多様性の

喪失や減少が進行している。

【生物多様性国家戦略 2012-2020】

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。平成 22 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた日本のロードマップを示すとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、平成 24 年 9 月に閣議決定された。

【生物多様性条約】

正式名称は「生物の多様性に関する条約」。生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の 3 つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としている。締結国に対して、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な配分を求めている。

【生物多様性地域戦略】

生物多様性基本法第 13 条に基づき、都道府県や市町村に策定するよう努めなければならないとされている生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のことである。

【世界遺産】

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づき、世界遺産リストに登録された資産のこと。世界遺産は、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を持つような傑出した文化的な意義又は自然的な価値（顕著な普遍的な価値）を有する。その種類には、文化遺産（記念物、建造物、遺跡）及び自然遺産があり、両方に登録された遺産は複合遺産という。

【TAC制度】

漁獲可能量（Total Allowable Catch）制度の略称。国連海洋法条約、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づき、平成 9 年から始まった。国が定める基本計画により、政令で指定された 7 魚種（マイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカ）の漁獲可能量が決定されている。国（大臣）が管理する漁獲可能量と都道府県知事が管理する漁獲可能量に分けて管理される。

【電子マニフェスト】

産業廃棄物の処理を他の者に委託する場合、事業者は、不法投棄等不適正処理防止のため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認する義務がある。

このマニフェストには、複写式の伝票を使用する紙マニフェストと電子情報を介する電子マニフェストがあるが、電子マニフェストは、事務の効率化、データの透明性確保等の点に利点があることから、その普及により産業廃棄物の適正管理の一層の推進が図られる。

【バイオスタウン構想】

域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用まで効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われることを目指し、市町村等が作成する構想のこと。本県では、湖西市、浜松市、袋井市、牧之原市の4市がバイオスタウン構想を公表している。

【パリ協定】

2015年パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で今日と議定書に変わって採択された協定。パリ協定には、温暖化ガスの二大排出国である中国とアメリカを含む196カ国・地域が加わっており、先進国だけが削減の義務を負うことになっていた京都議定書と異なり、それぞれの国・地域の能力に応じて温暖化ガス排出削減の責務を担うことになっている。

【PRTR法（制度）】

PRTR法は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、この法律により制度化された仕組みがPRTR制度。化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を、化学物質取扱事業者が自ら把握して毎年行政に届け出し、行政が公表する制度で、化学物質の排出・移動量の登録を通じて事業者の自主管理の改善を促し、環境リスクの軽減を図ることを目的としている。

【ビジネス林業】

需要に応じた計画的生産や、山元還元を増やす生産性の向上、需要者への直送販売を経営に取り入れ安定的に木材を供給することである。

【FEMS】

電力使用量の可視化、節電のための制御装置、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電器の制御等を行うシステム（EMS）のうち、工場向けのエネルギー監理システムのこと。FEMSは、「Factory Energy Management System」の略である。

【富士山を守る指標】

富士山の環境保全対策や活動を、より多くの人々の理解と協力を得て積極的に進めていくため、富士山の環境の現状や環境保全の目標を具体的に分かりやすく表すものとして、山梨県と協働で策定した指標のことである。

【ふじのくに美しい品格のある邑づくり】

農山漁村地域がもつ魅力や美しさ等を大切にし、より良くしていこうと、様々な人と交流しながら、「住んでよし、訪れてよし」の理想郷づくりを行う取組である。

平成 24 年に県内の全市町の参画により取組をスタートし、地域づくりに取り組む農山漁村の登録を進め、登録された地域全体としてのブランド力向上、地域活動の活性化を目指している。

【ふじのくに美農里プロジェクト】

「農地・水保全管理支払交付金」農林水産省が進める日本型直接支払制度のメニューの一つである「多面的機能支払交付金」の本県での愛称である。

【ふじのくに森の町内会】

「しずおか未来の森サポーター」制度のひとつ。通常用の紙代に 10%（15 円/kg）を上乗せした「間伐に寄与する紙」を環境意識の高い企業や団体に購入してもらい、その費用により林地残材を搬出し森林資源の有効利用に充てる仕組み。「間伐に寄与する紙」は、CSR 報告書やちらしなどの印刷物に使用し、その印刷物には「ふじのくに森の町内会」のロゴマークが表示される。平成 21 年 10 月から本県独自で取り組んでいる制度である。

【BEMS】

電力使用量の可視化、節電のための制御装置、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電器の制御等を行うシステム（EMS）のうち、商用ビル向けのエネルギー監理システムのこと。BEMSは、「Building Energy Management System」の略である。

【森づくり県民大作戦】

多くの県民に森林への理解と森づくりへの参加を促進するため、春と秋の 2 回、ボランティア団体、企業、行政等との協働により県内で一斉に森づくり関係行事を展開してきたイベントの名称である。平成 27 年度から県民が森づくりに参加する機会の増加を図るため、通年開催に変更した。

【リバーフレンドシップ】

県が管理する河川で河川愛護活動を行なっている団体に対して、県と市町と団体の3者協定に基づき、県が草刈機など物品の貸出し等の支援を行い、市町がゴミの回収などを支援する制度である。

【ワンド】

湾処と書く日本語で、川などの小さな入り江やくぼみのことである。水の流れが穏やかほとんどないので、雑魚などの生息場となる。

＜改定版＞第3次静岡県環境基本計画策定の経過

年 月	事 項
平成27年5月	○静岡県環境政策推進委員会幹事会
6月	○平成27年度第1回環境審議会 ・「第3次静岡県環境基本計画の見直し」について諮問 ・企画部会に付託 ○平成27年度第1回企画部会 ・環境基本計画の進捗状況の報告 ・見直しの方向性等について協議
7月	○環境問題地域意見交換会（伊豆市）
9月	○平成27年度第2回企画部会 ・見直しのポイント、環境政策の展開について協議
11月	○平成27年度第3回企画部会 ・環境審議会への中間とりまとめ報告案について審議 ○平成27年度第3回環境審議会 ・企画部会の中間とりまとめについて審議
12月 ～平成28年1月	○＜改定版＞第3次静岡県環境基本計画(中間案)パブリックコメント
2月	○平成27年度第4回企画部会 ・部会最終案について審議 ○環境政策推進委員会幹事会 ○知事報告
3月	○第4回環境審議会 ・答申案について審議 ○静岡県環境審議会会長から知事に対し「＜改定版＞第3次静岡県環境基本計画」について答申

静岡県環境審議会委員名簿

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

区分	氏名	職業、役職等	企画部会
会長	岩堀 恵祐	宮城大学理事・食産業学部教授	○
副会長	勝又 さつき	特定非営利活動法人エコハウス御殿場 理事長	○
副会長	川口 良子	合同会社デザイン・アープ代表社員	○
委員	赤川 泉	東海大学海洋学部教授	
委員	池ヶ谷のり子	株式会社河村式椎茸研究所主任研究員	
委員	大場 鉦一	静岡県森林組合連合会代表理事専務	○
委員	大平 展子	特定非営利活動法人夢未来くんま 副理事長	
委員	狩野 謙一	静岡大学防災総合センター特任教授	
委員	剣持 万枝	生活の森清水代表	○
委員	坂田 昌弘	静岡県立大学食品栄養科学部教授	
委員	下位 香代子	静岡県立大学食品栄養科学部教授	○
委員	杉山 寛	静岡県環境保全協会副会長	
委員	千賀 康弘	東海大学海洋学部教授	○
委員	戸塚 央男	静岡県農業協同組合中央会農政営農部長	
委員	野田 三千代	海藻おしば協会会長	
委員	平井 一之	一般社団法人静岡県環境資源協会 専務理事	部会長
委員	藤井 節子	静岡県消費者団体連盟理事	○
委員	増田 享大	静岡県議会議員企画くらし環境委員会委員長	
委員	水永 博己	静岡大学大学院農学領域教授	
委員	山田 辰美	常葉大学社会環境学部教授	

静岡県環境基本条例

平成 8 年 3 月 28 日
条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条－第 8 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 9 条－第 22 条)

第 3 章 地球環境の保全(第 23 条・第 24 条)

附則

私たちの静岡は、富士山、南アルプス、駿河湾、浜名湖などを擁し、温暖な気候と多様な自然環境に恵まれ、先人のたゆまぬ努力により今日の豊かな社会を築いてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちの生活の利便性を高める一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるような環境への負荷を与えることとなり、すべての生命の生存基盤である地球の環境にまで大きな影響を及ぼすようになってきた。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での私たちの権利であるとともに、良好で快適な環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、自然のもたらす恵みなくしては生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動の在り方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と地域特性を生かした自然と人との共生の確保に努め、美しい県土を創造していかなければならない。

このような認識の下に、私たちは、共に力を合わせて、地球的視野に立った環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び

創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、県民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに良好で快適な環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた本県の地域特性を生かし、自然と人との共生を確保することを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることにかんがみ、国際的な協力の下に積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、環境の保全及び創造を図る上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町が行う環境の保全及び創造のための施策を支援し、これに協力するように努めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境を適正に保全するため、自然環境の破壊の防止に努めるほか、植生の回復、緑地の造成その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(静岡県環境白書)

第8条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした静岡県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的勝長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条の規定により設置された静岡県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境へ

の影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。

(1) 必要かつ適正な財政上の措置その他の措置

(2) 適正かつ公平な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置を講ずることが特に必要と認められるときは、そのために必要な措置

(公共的施設の整備等の推進)

第14条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、県は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備並びに自然環境の適正な整備及び健全な利用の

ための事業その他の環境の保全及び創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 15 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第 16 条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興により事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 17 条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う生活排水の浄化、再生資源に係る回収、地域の緑化、希少野生動植物の保護その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 県は、第 16 条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第 19 条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、環境の保全及び創造に関する研究の実施及び技術の開発並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第 20 条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(公害に係る紛争の処理等)

第 21 条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決に努めるとともに、公害に係る被害者の救済について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 県は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 章 地球環境の保全

(地球環境の保全に資する行動指針の策定等)

第 23 条 県は、県、市町、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定めるとともに、これに基づく行動を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(一部改正〔平成 19 年条例 42 号〕)

(地球環境の保全に関する国際協力の推進)

第 24 条 県は、国、国際機関その他の団体等と連携し、地球環境の保全に関する調査及び研究の実施、情報及び技術の提供等を効果的に行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(静岡県公害防止条例の一部改正)

2 静岡県公害防止条例(昭和 46 年静岡県条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(静岡県自然環境保全条例の一部改正)

3 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(静岡県立自然公園条例の一部改正)

4 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



静岡県 暮らし・環境部 環境局 環境政策課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL : 054-221-2421
FAX : 054-221-2940
E-Mail : kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp